資料３

令和８年１０月７日現在

第８期川口市障害者自立支援福祉計画・第４期川口市障害児福祉計画

素案

令和９年３月

川　　口　　市

はじめに

※※※

『Uni-Voice：ユニボイス』について

本計画書の各ページの角に印刷された模様は「Uni-Voice：ユニボイス」という音声コードです。専用のアプリケーションを使用して、音声コードをスマートフォンやタブレットなどで読み取る（撮影する）ことで、音声を出力することができます。

なお、音声コードで読み上げられる内容は、実際に記載されている内容とは、若干異なる場合がありますので、ご了承ください。

目　次

【共通・総論】

○【総論・計画の推進体制】は、川口市障害者福祉計画・第８期川口市障害者自立支援福祉計画・第４期川口市障害児福祉計画に共通するものです。

第１章　計画の策定にあたって……3

1　策定の背景と趣旨……3

2　障害者福祉計画、障害者自立支援福祉計画、障害児福祉計画……5

3　計画の位置づけ……7

4　計画の期間……7

5　障害者施策推進のための主要課題……8

6　SDGｓへの対応……9

【川口市障害者福祉計画】

第２章　計画の基本的な考え方……13

1　今回の計画策定における施策の体系化・評価手法の見直し……13

2　基本方針……15

3　基本目標……16

4　施策の体系……18

第３章　評価……20

基本目標１　障害者の権利擁護の充実と共助の取組の強化……20

基本目標２　障害者の暮らしを支える基盤の充実……23

基本目標３　社会参加の充実……26

基本目標４　障害児とその家庭への支援の充実……28

基本目標５　保健・医療体制の充実……31

基本目標６　障害者にとって安全・安心のまちづくり……33

【第８期川口市障害者自立支援福祉計画】

【第４期川口市障害児福祉計画】

第４章　サービス必要量の見込み……37

1　令和１１年度の目標値……37

2　目標達成のためのサービス体系……43

3　サービス必要量の見込みと確保方策……45

【共通・計画の推進体制】

第５章　計画の推進のために ……77
1　各主体の役割 …… 77
2　計画を円滑に推進するための取組…… 79

資料編 ……81
1　障害者の現状 …… 83
2　障害者の生活状況…… 95
3　計画の策定方法 …… 109
4　川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 …… 111

「障害」という言葉については、法律用語では漢字表記ですが、昨今各地域において「障がい」あるいは「しょうがい」といった表記もみられます。

障害者基本法、障害者差別解消法では、「障害」は、本人の医学的な心身の機能障害を指すものではなく、社会における様々な障壁によって生じるものとする社会モデルの考え方が取り入れられており、障害者権利条約でも反映されている国際的な考え方となっています。

このことから、本市においてもこの考え方を基に、令和５年度に川口市障害者福祉計画を策定した川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会において議論を行い、漢字表記で「障害」とすることとしました。

共　通・総　論

第1章　計画の策定にあたって

1　策定の背景と趣旨

（国・県の動向）

平成25年４月に障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法[1]）」として改正され、難病[2]等が新たにサービスの対象となりました。また、平成25年６月には「障害者差別解消法」が成立し、平成26年１月には「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約[3]）」に日本も批准しました。その後も、地域共生社会の実現に向けた「共生型サービス」の創設や、令和２年６月の改正社会福祉法による「重層的支援体制整備事業」の法制化など、障害者の自立とあらゆる分野への参加を促進するための制度整備が進められてきました。

近年は、障害者の人権保障や意思疎通支援を充実させるための法整備がさらに進められています。令和５年３月には「障害者基本計画（第５次）」が策定されたほか、令和６年４月には改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者における合理的配慮[4]の提供が義務化されました。また、同じく令和６年４月には改正障害者総合支援法及び児童福祉法[5]等が本格施行され、本人の意向を尊重した「意思決定支援」の促進や、共同意思決定支援、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化などが盛り込まれ、地域生活の継続を支える体制整備が図られています。

また、障害者に対する偏見や差別のない社会の実現に向けた意識改革の取組も推進されています。令和６年７月の旧優生保護法に関する最高裁判決を受け、国は令和６年12月に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」を決定しました。この中では、日常生活や社会生活における様々な社会的障壁を取り除くという考え方を基本に、結婚・出産・子育て等を含む本人が希望する生活の実現に向けた支援や、公務員等の意識改革、地域全体での「心のバリアフリー」の推進など、偏見や差別の解消に向けた強力な取組が進められています。

さらに、国が令和８年３月に告示した「第八期障害福祉計画及び第四期障害児福祉計画」に係る基本指針（令和９年４月適用）では、地域生活移行の推進等に加え、新たに「障害福

祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的な考え方」が盛り込まれました。また、令和７年10月に創設された「就労選択支援」の円滑な実施・定着に向けた取組など、当事者の選択を支える仕組みづくりが掲げられています。県においても、国の基本指針や制度改革を踏まえ、障害の有無に関わらず、地域の中で共に生活し活動できる社会の実現を目指して施策を実施しています。

これからは、これら最新の法制度や基本指針を踏まえ、市町村が実施主体として地域福祉の実現を目指し、障害者があらゆる分野において社会から分け隔てられることなく、自ら選択する生活を営むための支援の充実、平等な社会参加を基本とした施策を総合的に展開することが求められています。

（市の動向）

本市では、令和８年４月から「第６次川口市総合計画」がスタートし、将来都市像「産業と文化と自然が調和した 輝きあふれるまち 川口」のもと、障害者施策は、めざす姿Ⅰ「健康で、自分らしく生き生きと暮らせるまち」などを実現する個別計画として位置づけられています。

これまで本市では、令和６年３月に「川口市障害者福祉計画、第７期川口市障害者自立支援福祉計画及び第３期川口市障害児福祉計画」を策定し、総合的に障害者施策を進めてきました。また、平成30年４月の中核市移行のメリットを活かし、手話は言語であるという理念に基づく「川口市手話言語条例」（平成29年６月施行）や、平成31年１月開始の「あいサポート運動」に継続して取り組んでいます。

さらに、令和５年４月施行の「川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する子ども条例」に基づき、教育・保育における合理的配慮を重点的に進めてきました。今後は、高齢化・重度化を見据えた「朝日しらゆりの家」や「柳崎しらゆりの家」等の短期入所機能の充実や、地域生活支援拠点等の構築を進めるとともに、「重層的支援体制整備事業」の持続的推進を図ります。また、令和７年10月に開始された「就労選択支援」の円滑な運用や、合理的配慮の義務化に伴うニーズへの対応も進めます。

障害者施策は、保健・医療、教育、雇用、防災、まちづくりなど広範囲に及び、ライフステージをまたがる生涯にわたる支援を必要とする分野です。市民の誰もが心豊かに幸せに暮らせる社会の構築に向け、、発達障害[6]や難病などといった多様な特性への支援、偏見や差別のない「心のバリアフリー」の実現に向けた取組をさらに強化することが求められています。

（策定の趣旨）

この計画は、障害者福祉を取り巻く環境の変化やニーズに対応し、地域に暮らす全ての人が生き生きと生活できる社会の実現をめざして策定するものです。

障害者基本法[7]、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、川口市障害者福祉計画の基本理念のもと、現行計画（第７期・第３期）を見直し、新たに「第８期川口市障害者自立支援福祉計画・第４期川口市障害児福祉計画」を策定します。

2　障害者福祉計画、障害者自立支援福祉計画、障害児福祉計画

現在、本市には、障害者に関わる行政計画として、①川口市障害者福祉計画（令和６年度～令和11年度）と②川口市障害者自立支援福祉計画（令和６年度～令和８年度）、③川口市障害児福祉計画（令和６年度～令和８年度）の３計画があります。今回、改定する計画はサービス必要見込量の設定と見込量確保のための方策等を定める②③の計画となります。

①川口市障害者福祉計画

川口市障害者福祉計画は、障害者基本法第11条第３項に基づく法定計画であり、本市における障害者に関する総合的な施策について基本計画として定めるものです。

【施策の内容】
障害者の権利擁護、社会参加、保健・医療・福祉、療育[8]、教育、移動手段・生活環境、市民への意識啓発など様々な施策を定めます。また、障害者自立支援福祉計画に位置づけられている障害福祉サービスのあり方も包含します。

②川口市障害者自立支援福祉計画

川口市障害者自立支援福祉計画は、障害者総合支援法第88条第１項に基づく法定計画であり、障害者が自立した日常生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等を身近な地域において計画的に提供するための実施計画として定めるものです。

【施策の内容】
生活・就労・居住等の支援を目的とする指定障害福祉サービスと地域生活支援事業の提供体制の整備とともに、サービス必要見込量の設定と見込量確保のための方策等を定めます。

③川口市障害児福祉計画

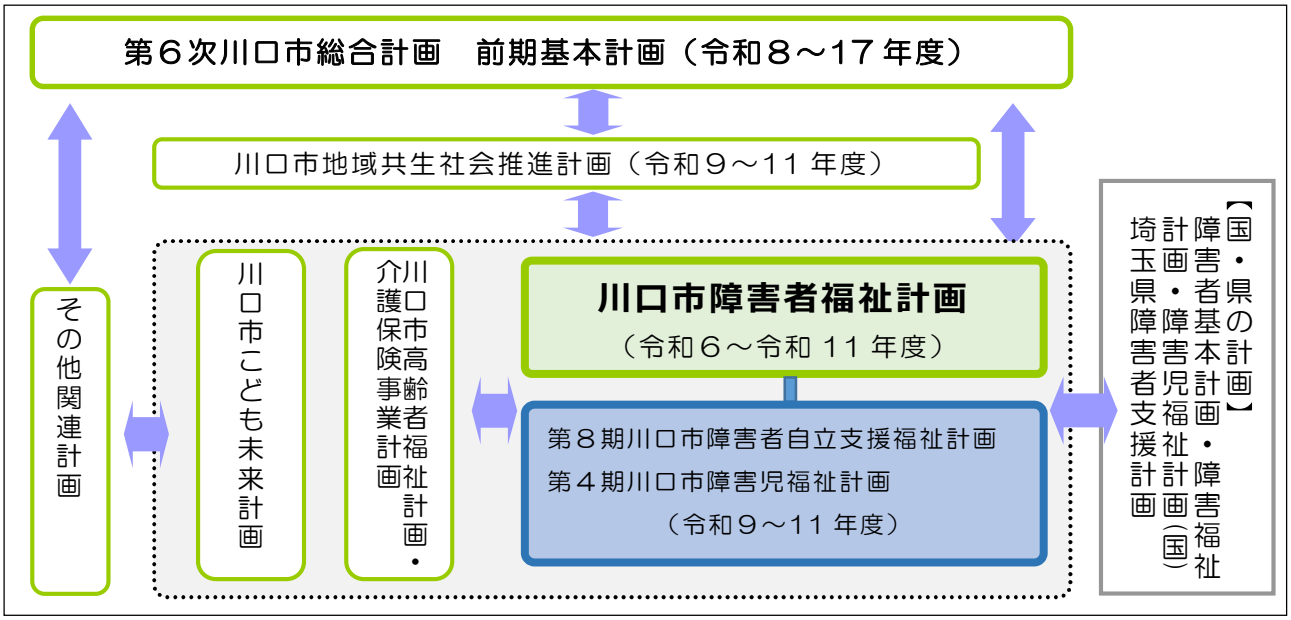
川口市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく法定計画であり、障害児通所支援等の提供体制の確保、その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画として定めるものです。

【施策の内容】
障害福祉サービスと同様に障害児支援のニーズ等の把握・分析を踏まえ、障害児通所支援等の提供体制の整備とともに、サービス必要見込量の設定と見込量確保のための方策等を定めます。

3　計画の位置づけ

「障害者福祉計画」、「障害者自立支援福祉計画」及び「障害児福祉計画」の３つの計画は、本市の上位計画である川口市総合計画や川口市地域共生社会推進計画、関連する保健、福祉、子育て、住宅、まちづくり、防災等の計画と連携して推進されるものです。

■関連する諸計画との関係



4　計画の期間

川口市障害者自立支援福祉計画及び障害児福祉計画の期間は、令和９年度から令和11年度までの３カ年です。

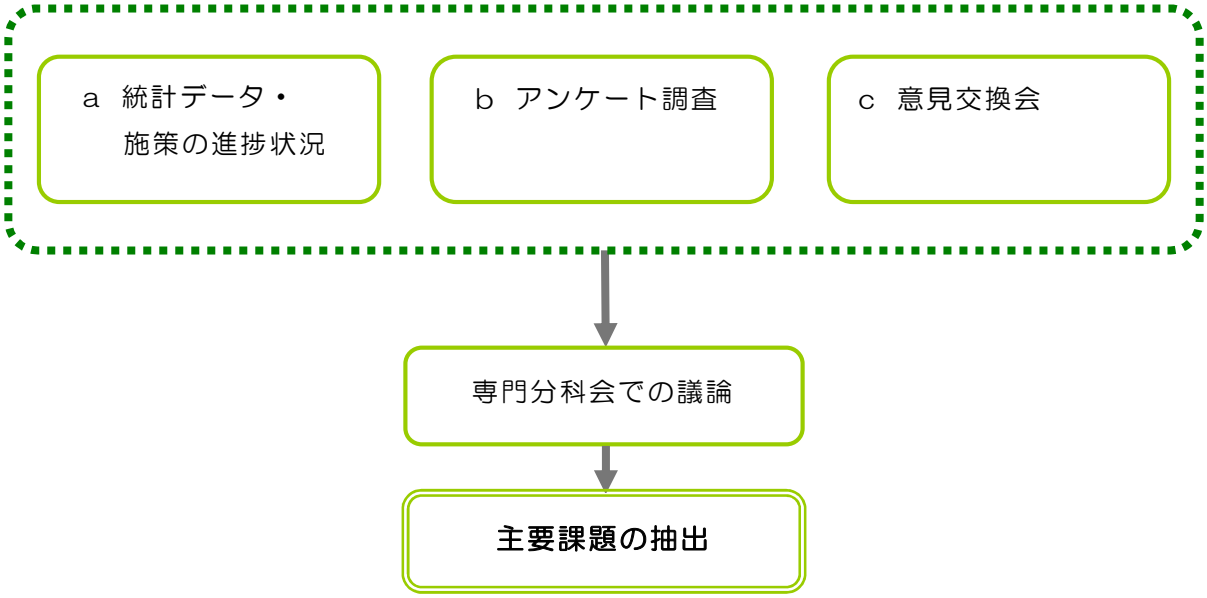
■計画の期間

区　　分	令和６年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
障害者福祉計画	川口市障害者福祉計画（令和６～11 年度）						川口市障害者福祉計画（令和 12～17 年度）		
障害者自立支援福祉計画	第７期			第８期			第９期		
障害児福祉計画	第３期			第４期			第５期		

5　障害者施策推進のための主要課題

以下の手順に基づき、障害者施策推進のための主要課題を導き出しました。

■主要課題抽出の流れ



主 要 課 題

（ア）※※※※※※※※

※※※※※※※※

6　SDGｓへの対応

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27年の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

本市の基本方針となる「第６次川口市総合計画」では、このSDGｓの目標を各施策に位置づけ、SDGｓの達成に向けて取り組んでいます。本計画においても、障害者・障害児福祉分野に関連の深い以下の８つのゴールの達成を目指し、施策の推進を図っていきます。



川口市障害者福祉計画

第２章　計画の基本的な考え方

１　計画策定における施策の体系化・評価手法

（１）施策の体系化

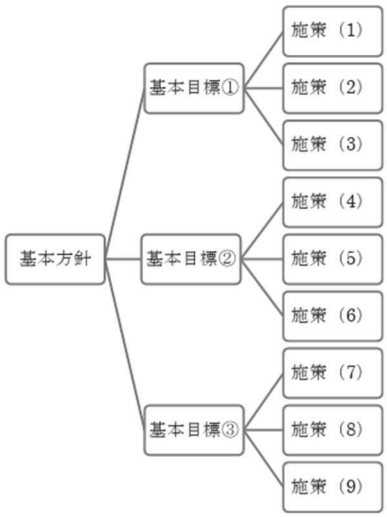
計画策定では、様々な取組を体系的に整理するロジックツリー（樹形図）により、施策を体系化しました。なお、新規施策は、現時点の実現可能性にとらわれず、必要性に基づき検討を行いました。

《ロジックツリーのイメージ》

① まずは目指すべき姿〔基本方針〕

② 基本方針を実現する施策の方向性〔基本目標〕

③ 基本目標を達成する個々の取組〔施策〕



（２）評価手法の見直し

本計画では、基本目標と取組に定量的な目標（ＫＰＩ[9]：重要業績評価指標）を設定します。また、毎年度、目標に対する達成度合に応じて客観的に評価したうえで、その結果を社会福祉審議会障害者福祉専門分科会に報告します。

なお、目標に対する達成度合に応じて、次のとおり、Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄの５段階で評価を実施します。

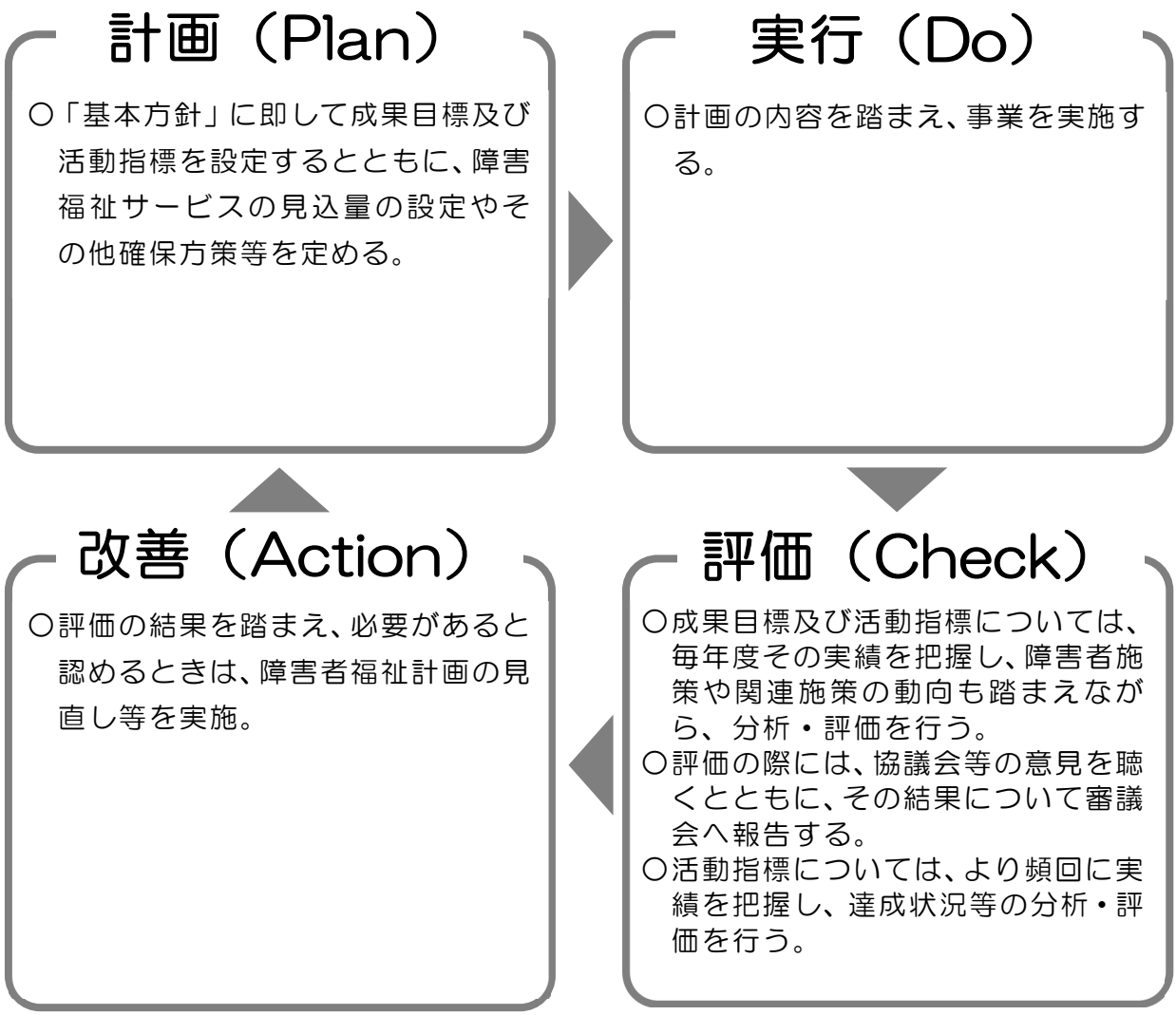
指標のこと。

定量的な目標（ＫＰＩ）に対して
Ｓ：120%超
Ａ：100～120%程度
Ｂ：80～100%程度
Ｃ：50～80%程度
Ｄ：50%程度

（3）PDCAサイクルの推進

計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、また必要に応じて措置を講じること（PDCA サイクル）とします。

《計画におけるＰＤＣＡサイクルのイメージ》



2　基本方針

全ての人が地域で支えあい

元気に安心して暮らせるまち

本市では、地域共生社会の実現に向けて「全ての人が地域で支えあい 元気に安心して暮らせるまち」を基本方針として掲げ、総合的かつ計画的に障害者施策を推進していきます。

この基本方針のもと、障害者本人の意思と権利が尊重され、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が役割を持ち、ともに支えあいながら、自分らしく暮らすことができる社会を市民とともにつくっていきます。

＜基本的な考え方＞

- 全ての市民は、障害の有無に関わらず一人ひとりの尊厳が尊重されるとともに、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有しています。障害のある人もない人も地域の中で社会を構成する一員として社会・経済・教育・文化・その他のあらゆる活動に参加する機会が与えられることが必要です。
- 本市の障害者施策は、障害のある人もない人も一緒に地域の中で健康で安心して暮らせることが正常な状況であるとする考え方（ノーマライゼーション）と、障害は心身機能の障害と社会の様々なバリアとの相互作用であり、バリアのない社会をめざして、合理的配慮を行わないことは差別に該当すると定めている障害者権利条約の理念のもとに推進します。
- 本計画では、さらに全ての人々が排除・差別されることなく、互いに認めあい、地域全体で包み込み・支えあうという意味の「ソーシャル・インクルージョン」、そして子ども・高齢者・障害者など全ての人々が役割を持ち、自分らしく暮らすことができる社会という「地域共生社会」の視点も踏まえ、地域の一員としてみんなで支えあう社会の実現をめざします。

3　基本目標

目指すべき姿である〔基本方針〕の実現に向けて、障害者施策推進のための主要課題から、施策の方向性である〔基本目標〕を６つに定め、ロジックツリー（樹形図）により、基本目標を達成する個々の取組である〔施策〕を体系化しました。また、新規施策は、現時点の実現可能性にとらわれず、必要性に基づき検討を行いました。

基本目標１　障害者の権利擁護の充実と共助の取組の強化

【主要課題　●●●●●】

障害があっても基本的人権が保障され、障害者が特段の支障なく市民生活を送れるよう、虐待防止、差別解消のための施策を推進していきます。また、社会生活において不利益を被ることのないよう、障害者の権利擁護体制の確立と法律的な手続きや財産管理を行う成年後見制度の利用を促進します。さらに、障害者支援を行うボランティア活動と地域生活支援拠点等の充実を図り、地域における支えあい活動を促進します。

基本目標２　障害者の暮らしを支える基盤の充実

【主要課題　●●●●●】

障害者が、悩みや不安を身近なところで気軽に相談し、適切な指導、援助につなげられるよう、障害者相談支援事業所の相談員が、相談者のニーズを把握し、適切な選択肢を提供できるようにするため、調整能力、コミュニケーション能力、相談技術、個人をチームや地域で支える支援に関する能力などの向上が必要となっています。また、重層的支援体制整備事業が本格実施されることから、社会資源やネットワークを活用した包括的・継続的な支援が提供できるよう、障害者相談支援事業所と関係他機関の連携を強化し、相談支援体制を充実させていく必要があることから、これらを充足・強化できるよう施策を進めていきます。

また、地域での障害者の暮らしを支援するため、居宅における福祉サービスの充実、安定したサービスの提供ができるよう、サービス事業者への支援、人材の確保及び資質の向上につながるよう、各施策を進めていきます。

基本目標３　社会参加の充実

【主要課題●●●●●と関連】

川口公共職業安定所や川口市障害者就労支援センターと連携しながら、障害者が可能な限り一般就労できるよう、障害の特性に応じた就労支援策を行っていきます。また、障害者がスポーツ・レクリエーション活動や生涯学習活動への参加を促進するための機会を提供するとともに、移動手段の確保のための、福祉タクシー・福祉ガソリン利用料金の助成等、社会参加の支援を行っていきます。

基本目標４　障害児とその家庭への支援の充実

【主要課題　●●●●●】

障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努め、適切な療育につなげる支援体制を充実していく必要があります。また、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげられるよう、児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的な役割を担うことで療育相談機能の充実を進めていきます。

さらに、重症心身障害児や医療的ケア児と、その家庭への支援を充実するとともに、保育所、放課後児童クラブ[10]における障害児の受け入れを拡充、保育・発達相談、専門家による巡回指導、研修等を通じて保育内容の充実を進めていきます。また、障害の特性や程度に応じて、一人ひとりの個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮できるよう、特別支援教育と就学相談の充実を進めていきます。

基本目標５　保健・医療体制の充実

【主要課題　●●●●●】

生涯を通じて健康で生き生きとした生活を送れるよう、心の病の早期発見や生活習慣病の予防など相談や指導体制の充実を図っていく必要があります。また、障害の原因となる妊娠中や分娩時の異常に適切に対処するため、周産期[11]医療体制の充実を進めるとともに、乳幼児期における疾病や発達の遅れ、高齢化に伴う疾病等を早期に発見して適切な治療を行い、障害の予防や軽減、医療費が過度の負担とならないよう、経済的負担の軽減策を進めていきます。

基本目標６　障害者にとって安全・安心のまちづくり

【主要課題　●●●●●】

障害者はもとより、誰もが快適な生活が送れるよう、ユニバーサルデザインの視点に基づき、障害の特性に配慮した道路や公共施設・都市施設を整備・改善し、バリアフリーのまちづくりを推進していく必要があります。さらに、障害者が安心して生活を送ることができるよう、災害時における避難とその後の必要な支援について、医療的ケアが必要な人への非常用電源の確保など、障害の特性に配慮した防災・防犯対策の充実と交通事故の防止に結びつくよう、各施策を進めていきます。

4　施策の体系


基本方針
基本目標
施策
全ての人が地域で支えあい元気に安心して暮らせるまち
基本目標１
障害者の権利擁護の充実と共助の取組の強化
（１）障害者の権利擁護の推進
（２）啓発活動・福祉教育の推進
（３）地域における支えあい活動の促進
（４）障害者への合理的配慮の推進
（５）障害児への合理的配慮の推進
基本目標２
障害者の暮らしを支える基盤の充実
（６）相談体制の充実
（７）日常生活を支える福祉サービスの充実
（８）地域生活への移行促進
（９）生活支援のための施策・制度の推進
基本目標３
社会参加の充実
（10）雇用・就労の促進
（11）スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実
（12）障害者の外出支援と移動手段の確保
基本目標４
障害児とその家庭への支援の充実
（13）早期発見・早期療育
（14）発達相談支援
（15）障害児保育と療育体制の充実
（16）特別支援教育の推進
基本目標５
保健・医療体制の充実
（17）保健活動の充実
（18）医療体制の充実と経済的負担の軽減
基本目標６
障害者にとって安全・安心のまちづくり
（19）バリアフリーのまちづくりの推進
（20）防災・防犯対策等の充実

★：重点施策

取組	
1 障害者の権利擁護体制の充実 2 障害者虐待防止センター事業	3 改正障害者差別解消法への対応【新】
4 市民への障害に関する正しい理解の促進★ 5 福祉教育の充実	6 手話言語普及啓発事業【新】
7 障害者団体の活動への補助 8 障害者支援を行うボランティア活動の充実	9 地域生活支援拠点等の充実【新】 10 重層的支援体制整備事業の本格実施【新】★
11 障害者の情報取得と意思疎通の支援【一部新】	12 選挙における障害者の投票環境の整備
13 川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する子ども条例に基づく取組【新】★	
14 障害に関する総合的な相談体制の充実【一部新】★ 15 精神保健福祉分野における相談体制の充実 16 精神障害者ピアサポート事業	17 難病患者支援の充実 18 福祉サービスに対する苦情相談
19 障害福祉サービス基盤の充実★ 20 日常生活用具等の給付 21 生活支援事業 22 全身性障害者介助人派遣事業 23 ふれあい収集事業	24 障害者短期入所施設の充実【新】★ 25 共生型サービスの導入と介護事業所における障害者支援に係る人材の育成【一部新】★ 26 介助者の人材育成★ 27 地域生活支援拠点等の充実【新】〈再掲〉★
28 障害者の住まいの確保に係る支援★ 29 障害福祉サービス基盤の充実〈再掲〉★	30 日中サービス支援型グループホームの拡充【新】★
31 障害者福祉手当等の給付 32 福祉手当（市独自）の給付	33 福祉資金の貸付
34 一般就労の促進★ 35 障害福祉サービス基盤の充実〈再掲〉★ 36 就労移行支援事業所の拡充★	37 障害者就労施設等における工賃引上げに向けた取組【新】★ 38 障害者就労施設等への物品等の発注促進★
39 障害者スポーツの振興 40 障害者の文化活動への支援	41 障害者アートの促進【新】
42 補助犬の利用に関する理解の促進 43 公共料金の割引等の周知 44 移動支援事業 45 自動車運転免許取得費等の助成	46 福祉タクシー・福祉ガソリン利用料金の助成 47 障害者手帳のデジタル化【新】 48 手話通訳者養成事業 49 失語症者向け意思疎通支援者の養成
50 乳幼児健診等を活用した早期発見	
51 発達に係る相談体制の充実【新】	52 発達障害児支援に係る人材育成
53 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子供教室の推進★ 54 インクルーシブ保育の推進★ 55 障害児サービス基盤の充実★ 56 医療的ケア児支援の充実★ 57 重症心身障害児を受け入れる事業所の拡充★	58 障害児（者）生活サポート事業★ 59 わかゆり学園の児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実★ 60 障害児を抱える保護者への支援★ 61 地域生活支援拠点等の充実【新】〈再掲〉★ 62 重層的支援体制整備事業の本格実施【新】〈再掲〉★
63 特別支援教育の推進★	
64 精神保健福祉に関する市民向け講座等の開催 65 生活習慣病の予防 66 障害者歯科健診の実施	67 改正精神保健福祉法に対応する行政機関の体制拡充【新】 68 精神障害にも対応したギャンブル等依存症対策基本法の充実【新】
69 周産期医療体制の充実 70 重度心身障害者への支援★	71 自立支援医療の推進
72 バリアフリーのまちづくりの推進 73 思いやり駐車場制度の拡充【一部新】	74 学習・文化活動の場の環境整備 75 公共交通機関の利便性向上
76 災害時の避難体制の整備【一部新】 77 避難行動要支援者登録制度の充実 78 緊急通報システム事業等	79 既存建築物耐震改修補助事業の推進 80 防犯対策の充実 81 障害者向けの交通安全教室の実施

第３章　評価

※※※

	評価指標	実績 R6	評価 R6	実績 R7	評価 R7	目標 R8	目標 R9	目標 R10	目標 R11
10	教職員研修会における福祉活動への参加周知割合	100%	A	83%	B	100%	100%	100%	100%
11	出前講座の参加者数（累計）	574人	A	741人	C	1,150人	1,350人	1,550人	1,750人
12	障害者害者団体に対する安定的な事業運営のための支援	5件	A	5件	A	→	継続	→	→
13	住民参加型福祉サービス事業における新規登録協力員数	29人	S	22人	B	28人	３０人	３０人	30人
14	青少年ボランティア協力施設・団体数	65件	C	80件	C	98件	98件	98件	98件
15	かわぐち市民パートナーステーション・かわぐちボランティアセンター登録団体数	365件	B	364件	B	410件	410件	410件	410件
16	地域生活支援拠点等ネットワーク会議の開催数	12回	A	12回	A	12回	12回	12回	12回
17	「孤独感・孤立感」の地域福祉に関するアンケート調査において①「自分には人との付き合いがないと感じる」②「自分は取り残されていると感じる」③「自分は他の人たちから孤立していると感じる」における「常にある」の回答割合	①11.3% ②2.8% ③3.3%	B	－	B	前回調査より減少	－	－	－※
18	アウトリーチ支援員の配置	3人	A	3人	B	5人	－	－	－※

※川口市地域共生社会推進計画（令和９年度～令和１１年度）において成果指標を設定するため未定。

	評価指標	実績 R6	評価 R6	実績 R7	評価 R7	目標 R8	目標 R9	目標 R10	目標 R11
19	包括的相談支援事業所における他分野相談受付数	65件	S	74件	A	136件	―	―	―※
20	世代・属性を問わない交流の場の数	46カ所	B	62カ所	B	92カ所	―	―	―※
21	障害者ガイドブックの内容点検・改訂	3回	A	4回	A	1回	1回	1回	1回
22	広報紙の発行部数（①点字訳②録音版）	①204部 ②594部	A	①196部 ②626部	B	①200部 ②700部	①200部 ②700部	①200部 ②700部	①200部 ②700部
23	登録手話通訳者数	23人	A	19人	C	24人	26人	28人	30人
24	手話通訳者養成講座の開催回数	136回	A	136回	B	136回	136回	136回	136回
25	点字・録音図書の新規製作数	20点	B	25点	B	22点	22点	22点	22点
26	バリアフリー化した投票所数（①当日②期日前）	①97カ所 ②9カ所	A	①97カ所 ②9カ所	A	①97カ所 ②9カ所	①97カ所 ②9カ所	①97カ所 ②9カ所	①97カ所 ②9カ所
27	子ども版あいサポーター研修（あいサポートキッズ）の受講者数（累計）	353人	S	514人	A	750人	880人	940人	1,050人

※川口市地域共生社会推進計画（令和９年度～令和１１年度）において成果指標を設定するため未定。

基本目標２　障害者の暮らしを支える基盤の充実

	評価指標	実績 R6	評価 R6	実績 R7	評価 R7	目標 R8	目標 R9	目標R10	目標R11
28	基幹相談支援センターにおける個別事例の検討回数	472回	B	392回	C	530回	550回	570回	590回
29	若年者早期相談・支援事業（こころサポートステーションSODAかわぐち）の延支援回数	1,911回	A	2,803回	S	1,800回	1,800回	1,800回	1,800回
30	精神障害者ピアサポート講座参加者数（定員35名）	35人	A	26人	C	35人	35人	35人	35人
31	医療講演会の開催回数	1回	A	1回	A	1回	1回	1回	1回
32	支援者研修会の開催回数	1回	A	1回	A	1回	1回	1回	1回
33	苦情相談の解決に向けた助言・調査	0件	B	0件	B	→	継続	→	→
34	地域での暮らしを支えるための居宅における福祉サービスの充実	継続	A	継続	B	→	継続	→	→
35	補装具の購入費又は修理費の支給による負担軽減	694件	A	687件	B	→	継続	→	→
36	日常生活用具の給付又は貸与による負担軽減	12,496件	A	14,406件	A	→	継続	→	→

	評価指標	実績 R6	評価 R6	実績 R7	評価 R7	目標 R8	目標 R9	目標R10	目標R11
37	紙おむつの支給による負担軽減（延件数）	1,065件	A	1,100件	A	→	継続	→	→
38	在宅の全身性障害者に対する介助人派遣（延人数）	12名	A	12名	A	→	継続	→	→
39	広報紙「ＰＲＥＳＳ530」への掲載回数	1回	A	1回	A	1回	1回	1回	1回
40	短期入所施設の定員数	57人	S	79人	S	60人	66人	66人	66人
41	共生型サービスを提供できる市内事業所数	1件	A	2件	A	3件	3件	4件	5件
42	障害者居宅サービス技術援助事業の研修参加者数	325人	A	348人	A	300人	300人	300人	300人
43	川口市自立支援協議会暮らしの場連絡会の開催数	3回	A	3回	B	3回	3回	3回	3回
44	地域生活支援拠点等ネットワーク会議の開催数〈再掲〉	12回	A	12回	A	12回	12回	12回	12回
45	地域生活支援拠点等ネットワークの登録者数	19人	B	37人	S	24人	40人	40人	24人
46	市営住宅への入居募集	年３回	A	年３回	A	年3回	年３回	年３回	年3回
47	市営住宅のバリアフリー化	0棟	A	0棟	A	1棟	0棟	0棟	0棟
48	住宅確保要配慮者に対する、セーフティネット住宅の登録による支援	3,289戸	A	3,515戸	A	→	継続	→	→

	評価指標	実績 R6	評価 R6	実績 R7	評価 R7	目標 R8	目標 R9	目標R10	目標R11
49	住宅を必要としている障害者に対する、入居に必要な調整等の支援	継続	A	実施	A	→	継続	→	→
50	無料建築相談の相談件数	44件	A	37件	B	40件	40件	40件	40件
51	重度身体障害者（児）居宅改善整備費助成事業の助成件数	1件	A	0件	-	1件	1件	1件	1件
52	特定相談支援事業所数	38件	A	42件	A	37件	40件	40件	40件
53	入所施設の待機者数	124人	B	100人	A	109人	98人	96人	94人
54	日中サービス支援型グループホームの定員数	78人	A	98人	A	98人	108人	118人	128人
55	20歳以上で日常生活に常時特別な介護を要する在宅の重度障害者に対する、特別障害者手当の支給（延人数）	3,755人	A	3,956人	A	→	継続	→	→
56	20歳未満の在宅重度心身障害児に対する、障害児福祉手当の支給（延人数）	2,608人	A	2,511人	A	→	継続	→	→
57	特別障害者手当及び障害児福祉手当に該当しない重度の障害者に対する、福祉手当（市独自）の支給（延人数）	113,717人	A	116,617人	A	→	継続	→	→
58	福祉資金貸付件数	4件	A	6件	A	→	継続	→	→

基本目標３　社会参加の充実

	評価指標	実績 R6	評価 R6	実績 R7	評価 R7	目標 R8	目標 R9	目標R10	目標R11
59	法定雇用率引き上げの広報紙への掲載	掲載	A	掲載なし	-	継続	継続	→	→
60	就労移行支援事業の利用人数	434人	S	449人	S	247人	322人	322人	322人
61	事業所の利用人数	161人	S	189人	S	88人	119人	119人	119人
62	川口市障害者就労支援センター新規登録者数	94人	B	78人	C	100人	100人	100人	100人
63	市職員の障害者雇用率	2.83%	B	2.38%	C	3.10%	3.20%	3.30%	3.40%
64	就労継続支援事業所の定員数（①A型②B型）	①248人 ②1,013人	A	①262人 ②1,133人	A	①320人 ②920人	①320人 ②920人	①320人 ②920人	①320人 ②920人
65	就労移行支援事業所の定員	230人	A	234人	B	250人	260人	270人	280人
66	工賃引上げに向けた取組	検討 企画	A	実施	A	継続	継続	→	→
67	障害者週間記念事業（ハートフェスタ）でのアート作品展示回数	1回	A	1回	A	1回	1回	1回	1回
68	アート作品展の開催数	検討 企画	A	0回	D	1回	1回	1回	1回
69	障害者就労支援施設等からの物品の調達件数	68件	S	未確定	-	32件	25件	30件	35件
70	障害者スポーツ大会彩の国ふれあいピック参加者数	15人	S	10人	C	20人	25人	30人	35人

	評価指標	実績 R6	評価 R6	実績 R7	評価 R7	目標 R8	目標 R9	目標R10	目標R11
71	文化祭の開催	31回	B	34回	A	→	継続	→	→
72	講座の開催	305回	A	318回	A	→	継続	→	→
73	障害者週間記念事業（ハートフェスタ）でのアート作品展示回数〈再掲〉	1回	A	1回	A	1回	1回	1回	1回
74	アート作品展の開催数〈再掲〉	検討 企画	A	0回	D	1回	1回	1回	1回
75	ホームページへの掲載・チラシの配布	継続	A	継続	A	→	継続	→	→
76	パンフレットの内容点検及び必要に応じた改訂	1回	A	1回	B	1回	1回	1回	1回
77	単独での移動が困難な障害者に対する、外出のための支援	48,439.5 時間	A	46,128.7時間	B	→	継続	→	→
78	自動車運転免許取得費の助成	11件	A	8件	A	→	継続	→	→
79	自動車改造費の助成	5件	A	4件	A	→	継続	→	→
80	タクシー券利用率	34.9%	B	34.3%	B	44.0%	39.3%	40.3%	46.5%
81	ガソリン券利用率	79.9%	B	80.5%	B	84.0%	82.5%	83.5%	85.0%
82	障害者手帳のデジタル化につながる周知啓発	継続	A	継続	A	→	継続	→	→
83	登録手話通訳者数	23人	A	19人	C	24人	26人	28人	30人
84	失語症者向け意思疎通支援者数	2人	A	2人	B	2人	2人	2人	2人

基本目標４　障害児とその家庭への支援の充実

	評価指標	実績 R6	評価 R6	実績 R7	評価 R7	目標 R8	目標 R9	目標R10	目標R11
85	乳幼児健診受診率	95.1%	B	94.3%	B	96.6%	96.6%	96.6%	96.6%
86	相談支援に従事する職員を対象とした研修及び事例検討会の開催	（全体）6回〃	A	（全体）6回〃	A	（全体）6回〃	（全体）6回〃	（全体）6回〃	（全体）6回〃
87	乳幼児健康診査未受診者の全数把握	100%	A	100%	A	100%	100%	100%	100%
88	親子教室の実施回数	207回	B	203回	B	216回	199回	199回	216回
89	巡回支援事業の訪問回数	92回	B	89回	B	110回	82回	82回	110回
90	小学校１年生訪問学校数	50校	B	52校	A	52校	52校	52校	52校
91	川口市自立支援協議会子ども部会開催回数	３回	A	３回	B	3回	3回	3回	3回
92	放課後児童クラブの障害児の受け入れ	121人	A	150人	A	継続	継続	→	→
93	放課後児童クラブのアドバイザー派遣数	12人	C	27人	B	20人	継続	→	→
94	障害児専門研修	１回	A	１回	A	2回	１回	１回	2回
95	公設公営保育所加配職員数	23人	A	27人	A	24人	24人	24人	24人
96	発育、発達の状況に応じた適切な療育を受けられる障害児サービスの充実	継続	A	→	B	→	継続	→	→
97	医療的ケア児等コーディネーター配置数	24人	S	11人	B	12人	12人	12人	12人

	評価指標	実績 R6	評価 R6	実績 R7	評価 R7	目標 R8	目標 R9	目標R10	目標R11
98	医療的ケアが必要なお子さんのための総合支援ガイドブック改訂	200部	A	→	B	→	継続	→	→
99	重症心身障害児通所施設体制整備事業	継続	A	2件	A	→	継続	→	→
100	一時預かり、派遣による介護サービス、送迎サービス、外出援助サービス（①登録団体数②利用登録者数③利用延時間数）	①13団体 ②180人 ③ 4782.5 時間	A	①12団体 ②158人 ③ 4,767 時間	A	→	継続	→	→
101	通所利用児定員数	40人	A	35人	B	40人	30人	30人	30人
102	児童発達支援事業所連絡会の開催	2回	A	2回	A	2回	2回	2回	2回
103	保育所等保育発達相談会の開催	12回	A	12回	A	12回	12回	12回	12回
104	地域生活支援拠点等ネットワーク会議の開催数〈再掲〉	12回	A	12回	A	12回	12回	12回	12回
105	「孤独感・孤立感」の地域福祉に関するアンケート調査において①「自分には人との付き合いがないと感じる」②「自分は取り残されていると感じる」③「自分は他の人たちから孤立していると感じる」における「常にある」の回答割合	①11.3% ②2.8% ③3.3%	B	―	B	前回調査より減少	―	―	―※
106	アウトリーチ支援員の配置	3人	A	3人	B	5人	―	―	―※

※川口市地域共生社会推進計画（令和９年度～令和１１年度）において成果指標を設定するため未定。

	評価指標	実績 R6	評価 R6	実績 R7	評価 R7	目標 R8	目標 R9	目標R10	目標R11
107	包括的相談支援事業所における他分野相談受付数	65件	S	74件	A	136件	―	―	―※
108	世代・属性を問わない交流の場の数	46カ所	B	62カ所	B	92カ所	―	―	―※
109	相談担当者の研修開催数	11回	A	11回	A	10回	10回	10回	10回
110	特別支援教育コーディネーター研修開催数	2回	A	2回	A	2回	2回	2回	2回
111	通級指導教室における年度当初待機児童生徒数	0人	A	0人	A	0人	0人	0人	0人
112	小中学校の特別支援教育の全体計画への指導助言率	100%	A	100%	A	100%	100%	100%	100%
113	在籍校と通級校の連絡協議会の開催数	3回	A	3回	A	3回	3回	3回	3回
114	特別支援学級設置校における特別支援学級等補助員募集案内の実施	広報1回 ＨＰ随時	S	広報4回 ＨＰ随時	A	広報1回 ＨＰ随時	広報1回 ＨＰ随時	広報1回 ＨＰ随時	広報1回 ＨＰ随時
115	教職員への特別支援教育に係る研修開催数	38回	S	43回	S	30回	43回	43回	43回

※川口市地域共生社会推進計画（令和９年度～令和１１年度）において成果指標を設定するため未定。

基本目標５　保健・医療体制の充実

	評価指標	実績 R6	評価 R6	実績 R7	評価 R7	目標 R8	目標 R9	目標R10	目標R11
116	こころの健康講座視聴回数	8,795回	S	401回	D	1,000回	1,000回	1,000回	1,000回
117	家族教室参加実人数	34人	B	22人	C	40人	40人	40人	40人
118	こころのサポーター養成講座参加実人数	80人	S	139人	S	60人	60人	60人	60人
119	がん検診受診率	13.72%	A	13.71%	B	前年値を上回る	前年値を上回る	前年値を上回る	前年値を上回る
120	健康教室への参加人数	4,480人	B	5,348人	A	5,000人	5,500人	5,500人	5,500人
121	障害者通所施設において歯科健診をした受診者数	586人	B	604人	B	630人	640人	650人	660人
122	市長同意による医療保護入院の申請の受付け	66件	A	78件	A	継続	継続	→	→
123	若年者早期相談・支援事業（こころサポートステーションSODAかわぐち）の延支援回数〈再掲〉	1,911回	A	2,803回	S	1,800回	1,800回	1,800回	1,800回
124	精神障害者ピアサポート講座参加者数（定員35名）〈再掲〉	35人	A	26人	C	35人	35人	35人	35人
125	普及啓発回数	１回	A	1回	A	1回	1回	1回	1回
126	精神障害者訪問支援強化事業（アウトリーチ事業）利用者数	51人	C	49人	C	70人	70人	70人	70人
127	周産期医療体制の充実	→	A	→	A	→	継続	→	→

	評価指標	実績 R6	評価 R6	実績 R7	評価 R7	目標 R8	目標 R9	目標R10	目標R11
128	重度心身障害者医療費に係る電子申請受付の拡充	23.0%	B	26.0%	B	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%
129	６５歳から７４歳で一定の障害があり、後期高齢者医療制度に加入している方への、障害者手帳の更新期限前の制度の再周知	9回	C	12回	A	12回	12回	12回	12回
130	更生医療給付件数	14,615件	A	14,759件	A	→	継続	→	→
131	育成医療給付件数	275件	A	237件	A	→	継続	→	→
132	精神通院医療給付件数	11,651件	A	12,309件	A	→	継続	→	→

基本目標６　障害者にとって安全・安心のまちづくり

	評価指標	実績 R6	評価 R6	実績 R7	評価 R7	目標 R8	目標 R9	目標R10	目標R11
133	埼玉県福祉のまちづくり条例適合建築物数	10棟	S	6棟	C	8棟	9棟	9棟	10棟
134	歩道整備及び既存歩道のバリアフリー化カ所数	2カ所	A	2カ所	A	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所
135	道路不法投棄物撤去業務の実施	143回	B	142回	B	150回程度	150回程度	150回程度	150回程度
136	公園施設のバリアフリー化カ所数	2カ所	A	1カ所	B	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所
137	水辺に近づけるスロープの設置カ所	8カ所	A	10カ所	A	10カ所	10カ所	10カ所	10カ所
138	制度の周知と複数の課の窓口での利用証を交付	535件	B	704件	B	→	継続	→	→
139	バリアフリー化実施カ所数	11カ所	B	12カ所	A	13カ所	14カ所	15カ所	15カ所
140	市内乗入路線バスのノンステップバス導入率	75.2%	B	84.4%	A	82.0%	84.0%	86.0%	88.0%
141	個別避難計画作成数	49件	C	336件	S	500件	1,500件	2,000件	2,500件
142	避難行動要支援者登録制度登録者数	4,468名	A	4,761名	B	5,050名	5,150名	5,250名	5,350名
143	緊急通報システムＮＥＴ１１９の事業の窓口やホームページを活用した市民への普及活動の継続	80人	A	87人	A	→	継続	→	→
144	緊急通報システム事業登録者数	30人	B	30人	B	37人	35人	38人	40人

	評価指標	実績 R6	評価 R6	実績 R7	評価 R7	目標 R8	目標 R9	目標R10	目標R11
145	補助金交付件数	＜診断＞ 戸建： 18件 共住：1件 建築：1件 ＜改修＞ 戸建： 7件	S	＜診断＞ 戸建： 11件 共住：2件 ＜改修＞ 戸建： 5件	A	＜診断＞ 戸建： 10件 共住：1件 建築：1件 ＜改修＞ 戸建： 5件	＜診断＞ 戸建： 20件 共住：2件 建築：1件 ＜改修＞ 戸建： 10件	＜診断＞ 戸建： 20件 共住：2件 建築：1件 ＜改修＞ 戸建： 10件	＜診断＞ 戸建： 20件 共住：2件 建築：1件 ＜改修＞ 戸建： 10件
146	防犯教室実施回数	52回	B	71回	A	60回	60回	60回	60回
147	埼玉県立特別支援学校での交通安全教室の開催回数	1回	A	１回	A	1回	１回	１回	1回

第８期川口市障害者自立支援福祉計画
第４期川口市障害児福祉計画

第５章　サービス必要量の見込み

※本章では、主に「障害者自立支援福祉計画」及び「障害児福祉計画」における障害福祉サービス等の提供体制の整備とともに、サービス必要見込量の設定と見込量確保のための方策等を定めます。

１　令和11年度の目標値

国の第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画に係る基本指針や県の方針を踏まえ、令和11年度末における目標値を次のとおり設定します。

また、設定した目標値の達成に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業者など、今後サービスの利用が見込まれる人を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図り、地域生活において必要となるサービスを具体的に見込みます。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

［国の基本指針］
令和11年度末には、
・令和7年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行

国の基本指針に即して、施設入所から地域生活への移行を推進するため、第８期計画では令和11年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定しました。

本市において福祉施設に入所している人は、令和7年度末現在で●人となっており、令和11年度末までに地域生活に移行する人数を入所者数の６％（●人）とし、目標を設定しました。なお、令和11年度末時点の施設入所者数（定員）については、削減目標は設定しません。

設定しない理由については、埼玉県の入所待機者数は年々増加していて、特に強度行動障害者や重度の重複障害者などによる地域生活が困難な方が多数入所待ちをしている状況であることから、埼玉県では地域移行の促進と並行して施設整備を行うことになっていることによるものです。

また、希望する地域で暮らすことができるよう、グループホームなど生活の場の確保・充実に努めるとともに、体験ができる場の確保や地域生活移行後も充実した生活を送ることができるよう、支援体制の整備・充実など、環境整備に取り組みます。

項　目	目標値 （令和11）	設定方針
地域生活移行者数	●人	令和７年度末時点の施設入所者数（●人）の６％
施設入所者数	ー（目標未設定）	

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

［国の基本指針］
令和11年度末には、
・精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数319.3日以上
・入院後３か月時点の再入院率10.3%以下、入院後６か月時点の再入院率17.4%以下、入院後１年時点の再入院率25.7%以下
・心のサポーター数の拡大

精神障害者等が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。そのため、第８期計画では、埼玉県が定める目標（国の基本指針のとおり）を踏まえた取組を行っていきます。

また、実施にあたっては、地域の医療サービスの体制整備に係る「埼玉県地域保健医療計画」と連携します。

（３）地域生活支援の充実

［国の基本指針］
・令和11年度末には、地域生活支援拠点等を少なくとも１つ以上確保しつつ、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年１回以上の運用状況の検証・検討
・令和11年度末には、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を構築

障害の重度化や障害者の高齢化に伴う「親なき後」を見据え、地域で障害者やその家族が安心して生活ができるよう、支援体制の構築が求められています。また、重度の障害のある人や医療的ケアを必要とする人等への対応も必要です。本市では、国の基本指針を踏まえ、地域の社会資源を最大限に利用しながら、希望する場所で暮らし続けられるよう、地域にある複数の機能を活用する面的整備型を整備し、居住支援のための機能（相談、体験の機会、緊急時の受け入れ、対応、専門性、地域の体制づくり）強化を、川口市地域生活支援拠点等ネットワーク会議を活用して取り組んでいきます。

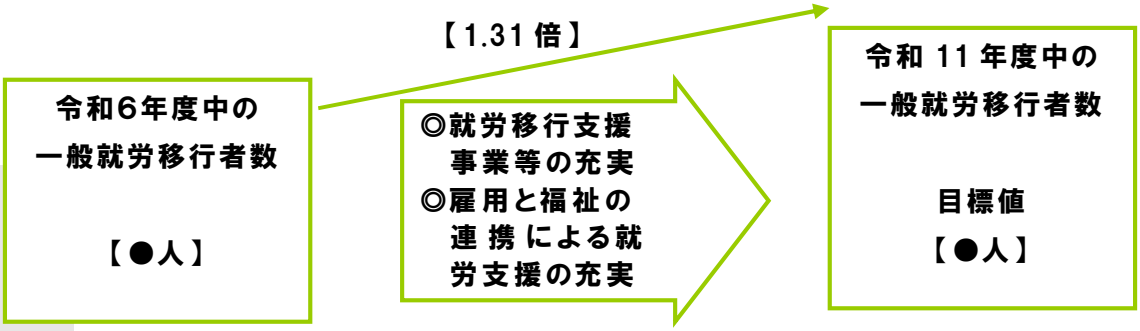
項　目	目標値 （令和11）	設定方針
地域生活支援拠点等の確保・充実	●カ所	国の基本指針
地域生活支援拠点等の運用状況について、年１回以上検証・検討	年●回	川口市地域生活支援拠点等ネットワーク会議を活用して、運用状況について検証・検討します。
強度行動障害を有する者に関し、支援体制の整備	有	国の基本指針

（４）福祉施設から一般就労への移行等

［国の基本指針］
- 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた令和11年度中の一般就労移行者数を令和６年度実績の1.31倍以上。具体的には令和６年度実績に対して、就労移行支援事業は1.14倍以上、就労継続支援Ａ型事業は1.52倍以上、就労継続支援Ｂ型事業は1.67倍以上（ただし、令和８年度末において、従前の計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、その未達成割合を令和11年度末における目標値に加えた割合以上とする。）
- 就労移行支援事業終了者に占める一般就労への移行者の割合が５割以上の事業所を、就労移行支援事業所の５割以上
- 就労定着率７割以上の就労定着支援事業所を２割５分以上
- 就労定着支援事業の利用者数を令和６年度実績に対して1.47倍以上
- 就労選択支援増加
- 就労選択支援事業所の設置・利用を協議会設置圏域ごとに１箇所以上・令和11年度利用者82,000人以上

国の基本指針では、令和11年度中における福祉施設から一般就労への移行者を令和６年度実績の1.31倍以上、県でも同様とする方針が示されています。

本市においては、第８期計画においては令和11年度の一般就労移行者数について、未達成割合を加え、令和６年度末の1.31倍である●人と設定し、公共職業安定所や福祉施設との連携のもとで、就労移行支援の充実を図り、目標値の達成をめざします。その他の項目についても、同様に国の基本指針に基づき設定します。



項　目		目標値（令和11）	設定方針
一般就労への移行者数		●人	令和６年度実績（●人）の1.31倍
	就労移行支援事業	●人	令和６年度実績（●人）の1.14倍
	就労継続支援A型	●人	令和６年度実績（●人）の1.52倍
	就労継続支援B型	●人	令和６年度実績（●人）の1.67倍
就労移行支援事業終了者に占める一般就労への移行者の割合が５割以上の事業所の割合		５割	国の基本指針
就労定着率７割以上の就労定着支援事業所の割合		２割５分	国の基本指針
就労定着支援事業の利用者数		●人	令和６年度実績（●人）の1.47倍

（５）障害児支援の提供体制の整備等

［国の基本指針］
- 重層的な地域支援体制の構築を目指し、児童発達支援センターを１カ所以上設置
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築し、推進のための協議の場を設置
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を１カ所以上設置
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置、コーディネーターの配置
- 令和11年度末までに障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制を確保

国の基本指針では、障害児への重層的な支援体制の構築や医療的ケアが必要な重症心身障害児への対応が求められています。

本市では、障害児支援の提供体制の確保等に努めていきます。

項　目	目標値（令和11）	設定方針
児童発達支援センターの中核的な支援機能	有	国の基本指針
保育所等訪問支援事業所の設置	●カ所	国の基本指針
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	●カ所	国の基本指針
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場	●カ所	国の基本指針
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	●人	国の基本指針

（６）相談支援体制の充実・強化等

［国の基本指針］
・令和11年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置
・地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の実施と協議会の体制確保
・都道府県及び市町村においてセルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにする

国の基本指針では、総合的な相談支援体制を充実・強化するため、地域の相談支援を担う基幹相談支援センターの設置と地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保、協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善、のぞまないセルフプランの解消などが示されています。

項　目	目標値（令和11）	設定方針
基幹相談支援センターの設置	設置済・継続	国の基本指針
協議会における事例検討の実施	継続	国の基本指針
のぞまないセルフプランの解消	０件	国の基本指針

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

［国の基本指針］
・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

国の基本指針では、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等が提供できているのか検証していくこととしております。また、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することとしています。

項　目	目標値（令和11）	設定方針
管内事業所の情報公表率及び更新率	100%	国の基本指針

（８）障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

［国の基本指針］
・福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合を全体の●割以上

国の指針では指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合の向上を図ることとしています。また、福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進に向けた周知・支援の実施、市町村職員及び事業者向け障害福祉サービス等に関する研修の実施を行うこととしています。

2　目標達成のためのサービス体系

令和11年度までの目標値を達成するためのサービス体系は、次のとおりです。

（1）国が定める基準で実施するサービス

1　訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）
②重度訪問介護
③同行援護
④行動援護
⑤重度障害者等包括支援

2　日中活動系サービス

①生活介護
②自立訓練（機能訓練）
③自立訓練（生活訓練）
④宿泊型自立訓練
⑤就労選択支援
⑥就労移行支援
⑦就労継続支援（Ａ型）
⑧就労継続支援（Ｂ型）
⑨就労定着支援
⑩療養介護
⑪短期入所（福祉型）
⑫短期入所（医療型）

3　居住系サービス

①自立生活援助
②共同生活援助（グループホーム）
③施設入所支援
④地域生活支援拠点等

4　相談支援サービス

①計画相談支援
②地域移行支援
③地域定着支援

5　障害児サービス

①児童発達支援
②放課後等デイサービス
③保育所等訪問支援
④居宅訪問型児童発達支援
⑤障害児相談支援
⑥医療的ケア児コーディネーター配置

６　発達障害者等への支援	①ペアレント[29]への支援プログラム等 ②ペアレントメンター[30] ③ピアサポート[31]
７　精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	①協議の場の設置 ②各種障害福祉サービスの利用
８　相談支援体制の充実・強化等	①総合的・専門的な相談支援 ②基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化 ③協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善
９　障害福祉サービス等の質の向上	①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 ②障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果の活用 ③事業所等に対する指導監査の適切な実施

（２）市が行うことが定められているサービス（地域生活支援事業）

①理解促進研修・啓発事業
②自発的活動支援事業
③相談支援事業
④成年後見制度利用支援事業
⑤成年後見制度法人後見支援事業
⑥意思疎通支援事業
⑦日常生活用具給付等事業
⑧手話奉仕員養成研修事業
⑨移動支援事業
⑩地域活動支援センター
⑪専門性の高い意思疎通支援事業
⑫広域的な支援事業
⑬その他の事業（任意）
・日常生活支援
・社会参加支援

3　サービス必要量の見込みと確保方策

（1）国が定める基準で実施するサービス

国の基本指針や県の方針を踏まえ、令和９年度から令和11年度の見込量を算出します。

なお、本計画で位置づける「サービスの見込量」は、計画期間内での「目安」となる指標です。そのため、仮に計画期間中にサービスの利用が伸びて実績値が見込量を超えた場合でも、サービスの利用や事業者の新規開設等を制限することはありません。

１ 訪問系サービス

訪問系サービスは、障害者数の増加と障害者の高齢化、重度化を背景に利用者数が増加しています。なお、重度障害者等包括支援については現在利用がない状況です。

【訪問系サービスの確保方策】

障害者が適切なサービスが受けられるよう、サービス提供事業者に対して障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、きめ細かな介護者への支援と質の高いサービスの提供に取り組みます。

また、相談支援事業所やヘルパー事業所の連携を強化するとともに、サービス更新時のアセスメントの実施など、適切なサービス利用の調整について取り組みます。

①居宅介護（ホームヘルプ）

在宅で介護を必要とする人にホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み）	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	時間	15,508	15,491	15,342	●	●	●
（ホームヘルプ）	人数	746	787	808	●	●	●

（注） 実績値は各年 10 月利用分。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で常時介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和6年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
重度訪問介護	時間	10,769	12,384	11,859	●	●	●
	人数	30	29	31	●	●	●

（注） 実績値は各年 10 月利用分。

③同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
同行援護	時間	2,384	2,714	2,277	●	●	●
	人数	118	127	117	●	●	●

（注） 実績値は各年 10 月利用分。

④行動援護

知的障害又は精神障害により自己判断による行動が困難で、常時介護を必要とする人に、外出時の移動の支援や、行動の際に生じる危険を回避するために必要な援護などを行います。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
行動援護	時間	3,166	3,309	3,840	●	●	●
	人数	108	125	138	●	●	●

（注） 実績値は各年 10 月利用分。

⑤重度障害者等包括支援

重度の障害により介護を必要とする人に、サービス等利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	●	●	●
	人数	0	0	0	●	●	●

２ 日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、令和６年度、令和７年度をみると、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、短期入所（福祉型、医療型）など多くのサービスで●●傾向となっています。

【日中活動系サービスの確保方策】

障害者の日中活動の場として生活介護や自立訓練といった、事業種別に応じた機能充実を図るとともに、必要な施設整備に努めます。また、高齢者施策との連携を図り、高齢化の課題について検討を進めます。

①生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、食事、排せつ等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和6年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
生活介護	人日分	19,422	19,756	17,690	●	●	●
	人数	970	978	948	●	●	●
うち重度障害者	人数	144	163	196	●	●	●

（注）１　実績値は各年 10 月利用分。
　　２　人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（1 人 1 ヶ月当たりの平均利用日数）}。

②自立訓練（機能訓練）

障害者が自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な機能訓練を行います。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
自立訓練	人日分	85	106	77.5	●	●	●
（機能訓練）	人数	9	10	9	●	●	●

（注）１　実績値は各年 10 月利用分。
　　２　人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（1 人 1 ヶ月当たりの平均利用日数）}。

③自立訓練（生活訓練）

障害者が自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な生活訓練を行います。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
自立訓練（生活訓練）	人日分	999	966	830.5	●	●	●
	人数	68	65	61.5	●	●	●

（注）１　実績値は各年 10 月利用分。
　　２　人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（１人１ヶ月当たりの平均利用日数）}。

④宿泊型自立訓練

障害者に、居室等の設備を利用した、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言等の必要な支援を行います。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
宿泊型自立訓練	人日分	●	●	●	●	●	●
	人数	●	●	●	●	●	●

（注）１　実績値は各年 10 月利用分。
　　２　人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（１人１ヶ月当たりの平均利用日数）}。

⑤就労選択支援

障害者本人の希望や、就労能力、適性等に合ったより良い就労先・働き方の選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用した支援を行います。

サービス種別		第６期障害者・第２期障害児 実績値			第７期障害者・第３期障害児 見込量		
		令和３年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人数	0	0	0	●	●	●

⑥就労移行支援

一般企業への就労を希望する障害者に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
就労移行支援	人日分	4,377	4,506	4,081	●	●	●
	人数	235	244	243	●	●	●

（注）１　実績値は各年 10 月利用分。
　　２　人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（１人１ヶ月当たりの平均利用日数）}。

⑦就労継続支援（A型）

一般企業への就労が困難な障害者に働く場を提供するとともに、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和6年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
就労継続支援（A型）	人日分	5,237	5,467	5,180	●	●	●
	人数	275	284	291	●	●	●

（注）１　実績値は各年 10 月利用分。
　　２　人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（１人１ヶ月当たりの平均利用日数）}。

⑧就労継続支援（B型）

A型と同じ趣旨で支援を行いますが、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労に向けた支援が提供されます。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
就労継続支援（B型）	人日分	16,902	19,495	18,592	●	●	●
	人数	989	1164	1208	●	●	●

（注）１　実績値は各年 10 月利用分。
　　２　人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（1 人 1 ヶ月当たりの平均利用日数）}。

⑨就労定着支援

一般就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを提供します。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
就労定着支援	人数	85	115	126	●	●	●

（注）１　実績値は各年 10 月利用分。

⑩療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の世話を行います。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和6年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
療養介護	人日分	1,395	1,424	1,309	●	●	●
	人数	45	46	43	●	●	●

（注）１　実績値は各年 10 月利用分。
　　２　人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（1 人 1 ヶ月当たりの平均利用日数）}。

⑪短期入所（ショートステイ）：福祉型

自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和6年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
短期入所	人日分	1,122	1,242	1360.5	●	●	●
（福祉型）	人数	218	229	244.5	●	●	●
うち重度障害者	人数	110	167	181	●	●	●

（注）１　実績値は各年 10 月利用分。
　　２　人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（1 人 1 ヶ月当たりの平均利用日数）}。

⑫短期入所（ショートステイ）：医療型

自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事のほか、必要な医療的ケアや介護などを行います。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
短期入所	人日分	67	57	64	●	●	●
（医療型）	人数	12	11	11	●	●	●
うち重度障害者	人数	10	9	8	●	●	●

（注）１　実績値は各年 10 月利用分。
　　２　人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（1 人 1 ヶ月当たりの平均利用日数）}。

３ 居住系サービス

居住系サービスでは、令和６年度、令和７年度をみると、共同生活援助（グループホーム）の利用が増加しています。なお、自立生活援助については、現在利用がない状況です。

【居住系サービスの確保方策】

障害者の地域における生活の場となるグループホーム等を整備する事業者に対し、整備費等の支援を行います。また、入所施設への待機者もグループホーム等の利用が促進できるよう、整備状況や待機者情報の発信に引き続き取り組みます。

①自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者に対して、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことのほか、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
自立生活援助	人数	0	2	0	●	●	●

②共同生活援助（グループホーム）

障害者に対し、夜間や休日に共同生活を行う住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。共同生活援助には、必要な介護サービスをグループホーム職員が提供する「介護サービス包括型」、外部の事業者が提供する「外部サービス利用型」があります。また障害の重度化や障害者の高齢化に対応できるよう常時の支援体制を確保した「日中サービス支援型」があります。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和９年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
共同生活援助（グループホーム）	人数	504	586	614	●	●	●
うち重度障害者	人数	65	78	88	●	●	●

（注） 実績値は各年 10 月利用分。

③施設入所支援

在宅の生活が困難な障害者に対し、施設において夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
施設入所支援	人数	331	323	325	●	●	●

（注） 実績値は各年 10 月利用分。

④地域生活支援拠点等

障害の重度化や障害者の高齢化に伴う「親亡き後」を見据え、また、現に重度の障害がある人や医療的ケアを必要とする人等も含め、地域で障害者やその家族が安心して生活ができるよう、居住支援のための機能（相談、体験の機会、緊急時の受け入れ、対応、専門性、地域の体制づくり）強化を図ります。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
地域生活支援拠点等							
設置数	カ所	1	1	1	●	●	●
コーディネーター配置数	人数	0	0	0	●	●	●
機能の検証及び検討の実施回数	回数	12	12	12	●	●	●
障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者による支援の回数	回数	●	●	●	●	●	●

４ 相談支援サービス

計画相談支援の利用人数は障害福祉サービスの利用者数の増加に伴い、増加していますが、地域移行支援と地域定着支援の利用は少なくなっています。

【相談支援サービスの確保方策】

相談支援事業所連絡会や市内障害者施設団体連絡協議会との連携を強化し、相談支援体制の拡充を図ります。また、関係機関や団体との情報交換会や事例検討会を開催し、アウトリーチによる積極的な支援が実践できるよう、支援者の資質向上に努めていきます。

①計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画案の作成やサービス事業者との連絡調整、モニタリング[15]を行うものです。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	人数	2,245	2,453	2,573	●	●	●

（注） 実績値は各年 10 月利用分。

②地域移行支援

施設入所者や退院可能な精神障害者が地域生活へ移行するにあたって、地域生活の準備等の支援を行うとともに、その後の生活の安定や定着につながるよう関係機関への支援を働きかけます。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
地域移行支援	人数	1	2	0.5	●	●	●

（注） 実績値は各年 10 月利用分。

③地域定着支援

単身の人や家庭の状況などにより支援を受けられない人が、安定した地域生活を定着させるための相談支援を行います。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
地域定着支援	人数	0	0	0	●	●	●

（注） 実績値は各年 10 月利用分。

５ 障害児サービス

障害児サービスでは、令和６年度及び令和７年度は、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が、大きく増加傾向となっています。なお、居宅訪問型児童発達支援については、現在利用がない状況です。

【障害児サービスの確保方策】

児童福祉法に基づき、障害児が安心して地域で生活していくために必要なサービスを関係機関と連携しながら提供します。

また、障害児サービスの周知を引き続き図るとともに、事業所の確保に取り組みます。

①児童発達支援

障害のある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行います。

なお、障害のある児童が医療に対応できる施設に通所することで、訓練と合わせて治療を行う医療型児童発達支援は、令和６年度より児童発達支援に統合されました。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援	人日分	9,531	10,030	7,976	●	●	●
	人数	944	963	804	●	●	●

（注）１　実績値は各年 10 月利用分。
　　２　人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（１人１ヶ月当たりの平均利用日数）}。

②放課後等デイサービス

通学中の障害のある児童を対象に、放課後や夏休み等について、生活能力向上のための訓練等を行います。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
放課後等デイサービス	人日分	19,433	21,049	20,719	●	●	●
	人数	1,530	1,640	1731	●	●	●

（注）１　実績値は各年 10 月利用分。
　　２　人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（１人１ヶ月当たりの平均利用日数）}。

③保育所等訪問支援

専門の児童指導員や保育士が、保育所などを訪問することで、障害のある児童や施設

職員に対して、障害のある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
保育所等訪問支援	人日分	109	138	170	●	●	●
	人数	78	103	113	●	●	●

（注）１　実績値は各年 10 月利用分。
　　２　人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（１人１ヶ月当たりの平均利用日数）}。

④居宅訪問型児童発達支援

障害のある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与等の支援を行います。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	●	●	●
	人数	0	0	0	●	●	●

（注）１　人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（１人１ヶ月当たりの平均利用日数）}。

⑤障害児相談支援

障害のある児童が障害福祉サービスを利用する前に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
障害児相談支援	人数	656	741	754	●	●	●

（注）１　実績値は各年 10 月利用分。

⑥医療的ケア児コーディネーター配置

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けるなかで、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

サービス種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
医療的ケア児コーディネーター配置	人数	9	11	12	●	●	●

６ 発達障害者等への支援

発達障害児やその保護者等への支援になります。

【発達障害者等への支援の確保方策】

児童の発達の特性による行動等に困っていて、子育てを難しいと感じている保護者を対象として、よりよい親子関係の構築を目標に、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどを実施します。

ペアレントメンター、発達障害者のピアサポート活動についても、養成方法並びに、活動内容等について検討を進めて参ります。

①ペアレントへの支援プログラム等

発達障害児の保護者等が、発達障害の行動特性を理解し、必要な知識や方法を学び、子育てへの適切な対応ができるようにするとともに、子育ての仲間づくりの場として、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどを実施します。

種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
ペアレントへの支援プログラム等							
受講者	人数	19	31	31	●	●	●
実施者	人数	17	12	12	●	●	●

②ペアレントメンター

発達障害児を育てた経験を持つ保護者が、その経験を活かし、同じ悩みを抱える保護者への支援を行えるよう、埼玉県から業務委託されている埼玉県自閉症協会が実施する養成研修や交流相談会、派遣事業について、市がホームページへの掲載と窓口でのチラシの配布により、周知を行います。

種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
ペアレントメンター養成研修修了者（市内在住）	人数	4	4	4	●	●	●

③ピアサポート活動

発達障害に関する情報交換等を通じて、互いに支え合うため、発達障害を抱える本人同士や発達障害児を持つ保護者同士が集まる場を設けます。

種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
ピアサポート活動への参加者	人数	36	26	15	●	●	●

７ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害者等が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの確保方策】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを推進するため、保健・医療・福祉関係者による協議を実施し、精神障害のある人の地域移行、地域定着に向けて取り組んでいきます。

①協議の場の設置

精神障害者等が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進のための協議の場を実施します。

種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
協議の場の設置							
協議の場の開催	回数	2	2	2	●	●	●
協議の場への参加	人数	26	30	28	●	●	●
目標設定及び評価の実施回数	回数	有	有	有	●	●	●
心のサポーター養成研修の実施回数	回数	80	139	200	●	●	●
精神保健福祉相談員講習会等の実施回数	回数	0	0	0	●	●	●

②各種障害福祉サービスの利用

精神障害者の地域での生活を支えるため、各障害福祉サービスを提供します。

種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
各種障害福祉サービスの利用							
地域移行支援	人数	1	2	1	●	●	●
地域定着支援	人数	0	0	0	●	●	●
共同生活援助	人数	211	254	279	●	●	●
自立生活援助	人数	0	2	1	●	●	●
自立訓練（生活訓練）	人数	47	44	50	●	●	●
精神障害者の短期入所	人数	人数	2	4	●	●	●

８ 相談支援体制の充実・強化等

障害の程度に関わらず、障害者が地域で自立した日常生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応することができる相談支援体制の構築を進めます。

【相談支援体制の充実・強化等の確保方策】

相談支援事業所連絡会や地域を分割しての地区会などを通じて、制度の周知や個別の支援に関わるケース検討会議を開催し、支援者のスキル向上に努めるとともに、相談支援体制の充実・強化を図ります。

①総合的・専門的な相談支援（基幹相談支援センターの設置）

サービス利用者の生活状況を定期的に把握・確認し、必要に応じたサービス提供を行うため、総合的・専門的な相談支援を実施します。

種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
基幹相談支援センターの設置数	設置数	10	10	10	●	●	●

②基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化

基幹相談支援センター及び保健所において、地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言を行います。また、地域の相談支援事業所を対象にした研修等を行います。

川口市自立支援協議会における個別・地域課題への検討を通じて、地域の相談機関とのネットワークを形成し、連携強化を図ります。

種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化							
指導・助言	件数	270	270	270	●	●	●
人材育成の支援件数	件数	1	1	1	●	●	●
連携強化の取組回数	回数	12	12	12	●	●	●
個別事例の検討回数	回数	490	510	530	●	●	●
主任相談支援専門員の配置数	配置数	10	10	10	●	●	●

③協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

基幹相談支援センターを中心とした協議会において、地域の障害者の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者の支援体制の整備につなげていくため、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、その体制を確保します。

種別			第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
			令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善								
	事例検討実施回数	回数	22	22	22	●	●	●
	参加事業者・機関数	事業者数	4	4	4	●	●	●
	専門部会の配置数	配置数	12	12	12	●	●	●
	専門部会の実施回数	回数	22	22	22	●	●	●

９ 障害福祉サービス等の質の向上

質の高い専門的な障害福祉サービス等の提供を図るため、事業者や職員の資質向上を図る取組を実施します。

【障害福祉サービス等の質の向上の確保方策】

市職員が、障害者総合支援法の具体的内容を理解するため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に参加することで、障害福祉サービス等の利用状況の把握や、障害者等が真に必要とするサービスの把握に努めます。

また、適正な運営を行う事業所の確保を行うための体制の構築の検討に取り組みます。

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

埼玉県が実施する障害者福祉サービス等に係る各種研修会に参加します。

種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
各種研修への参加	人数	29	29	29	●	●	●

②障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果の活用

障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を分析し、その結果をもとに事業者への適切な指導を行います。

種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
審査結果を共有する体制	有無	有	有	有	●	●	●
	回数	1	1	1	●	●	●

③事業所等に対する指導監査の適切な実施

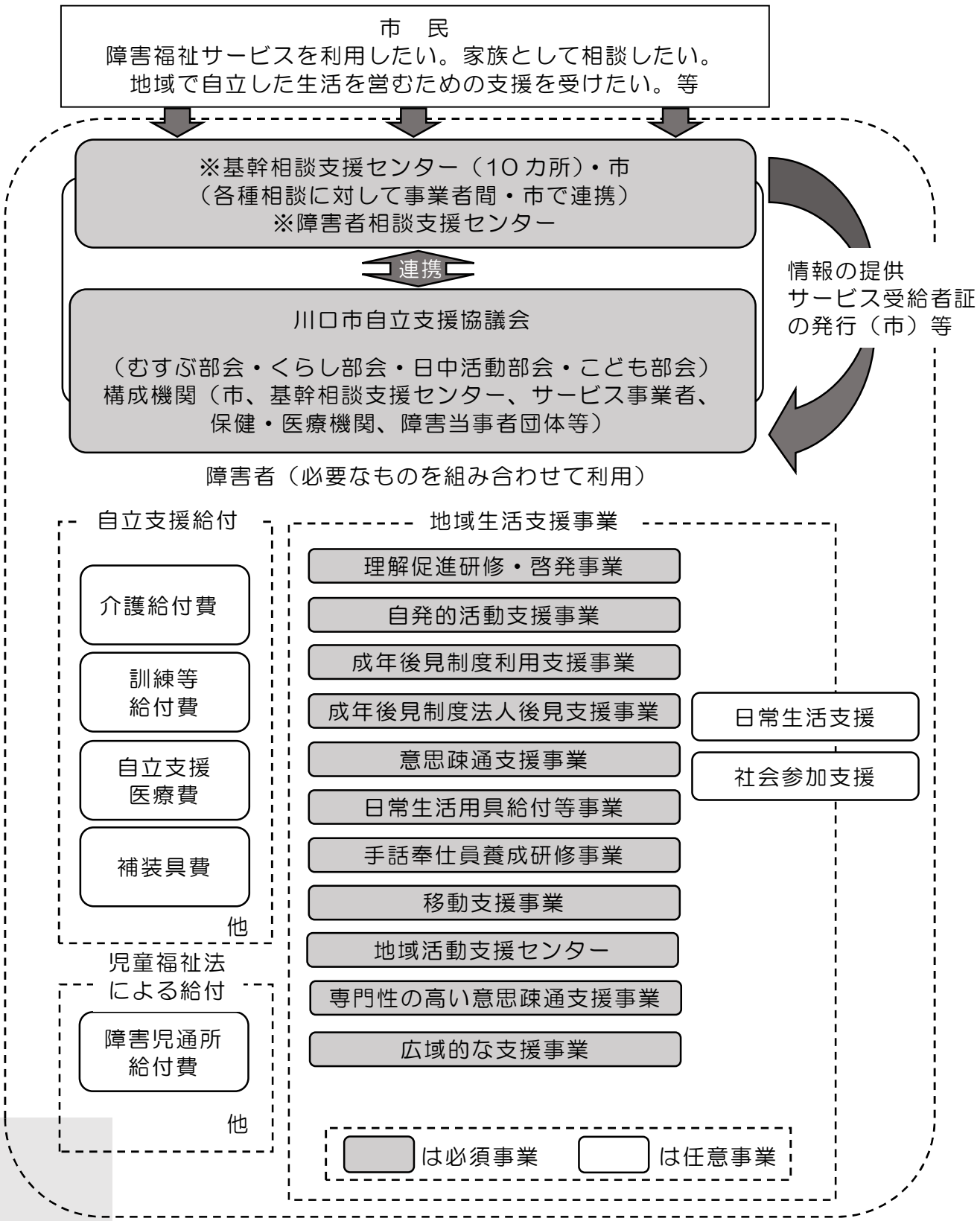
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査を適切に行います。

種別		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
指導監査の実施結果を共有する体制	回数	209	223	273	●	●	●
	有無	有	有	有	●	●	●
	回数	1	1	1	●	●	●

（2）市が行うことが定められているサービス（地域生活支援事業）

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

相談支援事業を中心とする地域生活支援事業の提供体制



【地域生活支援事業の確保方策】

本市の実情や利用者の状況を勘案し、地域生活支援事業に関わるサービス提供体制や、全ての障害に対応した、実効性のある障害者ケアマネジメントが行える相談支援体制をつくり、当事者の生活を支援する仕組みを確保します。

障害者の理解促進、啓発や、自発的活動に対する支援だけでなく、相談支援体制、成年後見制度、意思疎通支援や移動支援等、市民生活を支える地域生活支援事業にきめ細やかに取り組んでいきます。

①理解促進研修・啓発事業

障害者の「社会的障壁（バリア）」を解消するため、地域の住民を対象に、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。

	第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
	令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
理解促進研修・啓発事業	継続	継続	継続	●	●	●

②自発的活動支援事業

障害者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う各種の活動を支援します。

	第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
	令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
自発的活動支援事業	継続	継続	継続	●	●	●

③相談支援事業

障害者が自立した生活を送れるよう、障害者の生活や障害福祉サービスの利用などについて、障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。また、虐待の防止や早期発見のため、関係機関との連絡調整、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うなど、市内10地区（中央、横曽根、青木、南平、新郷、神根、芝、安行、戸塚、鳩ヶ谷）にそれぞれ1カ所設置された障害者相談支援センター（基幹相談支援センター）を中心に、関係事業所と連携しながら総合的・継続的に支援します。

また、カ所数については、地区ごとに1カ所の障害者相談支援センターを置く体制を維持することとしました。

		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
相談支援事業							
障害者相談支援事業	(実施カ所数)	10	10	10	●	●	●
基幹相談支援センター	(実施カ所数)	10	10	10	●	●	●
基幹相談支援センター等機能強化事業	(実施カ所数)	10	10	10	●	●	●
住宅入居等支援事業	(実施カ所数)	1	1	1	●	●	●

④成年後見制度利用支援事業

重度の知的障害者及び精神障害者が成年後見制度を利用する場合、申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
成年後見制度利用支援事業	(延利用者数)	36	47	32	●	●	●

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備することで、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	●	●	●

⑥意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業及び手話通訳者を設置する事業を推進します。

		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	(延利用者数)	1,550	1,550	1,550	●	●	●
要約筆記者派遣事業	(実利用者数)	41	45	49	●	●	●
手話通訳者設置事業	(実設置者数)	1	1	1	●	●	●

⑦日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、在宅中の重度障害者に対し、介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マット、体位変換器等）、排せつ管理支援用具（ストマ装具等）等を給付又は貸与します。

		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	(給付件数)	24	37	37	●	●	●
自立生活支援用具	(給付件数)	55	58	58	●	●	●
在宅療養等支援用具	(給付件数)	57	41	41	●	●	●
情報・意思疎通支援用具	(給付件数)	65	65	65	●	●	●
排泄管理支援用具	(給付件数)	12,289	14,050	14,050	●	●	●
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	(給付件数)	6	6	6	●	●	●

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るために、手話のできる市民の養成を行います。手話奉仕員養成研修事業は、登録手話通訳者養成事業の「入門・基礎コース」と同じです。

		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
手話奉仕員養成研修事業	人数	10	10	10	●	●	●

⑨移動支援事業

単独での移動が困難な障害者に外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

障害特性やニーズに対応できる提供体制の整備に努めるとともに、ニーズの拡大に対応できるよう、サービス提供事業者の参入の促進に努めます。また、生活圏の拡大を図るため、車いすに乗ったまま乗車できるリフト付自動車の貸出を行います。

		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
移動支援事業	(実利用者数)	465	476	487	●	●	●
	(延利用時間数)	48,440	46,129	46,129	●	●	●

⑩地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会提供及び社会との交流を促進し、地域生活を支援するため、各地域に１カ所ずつ設置するとともに、活動内容を充実し、きめ細かい支援を行います。

		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
地域活動支援センター	(実施カ所数)	36	47	32	●	●	●
	(延利用者数)	無	無	無	●	●	●

⑪専門性の高い意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成・派遣し、聴覚、言語又は音声等による意思疎通に支障がある障害者の自立した生活と社会参加を支援します。

			第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
			令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
専門性の高い意思疎通支援事業								
	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	修了者数	2	2	2	●	●	●
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	1,591	1,595	1599	●	●	●
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数	1	1	1	●	●	●
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用件数	61	61	61	●	●	●
	失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	修了者数	2	2	2	●	●	●
	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	利用件数	無	無	無	●	●	●

⑫地域生活支援広域調整会議等事業（広域的な支援事業）

多職種によるアウトリーチ支援など、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める施策の評価・検証を行います。

		第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
地域生活支援広域調整会議等事業	開催数	2	2	2	●	●	●

⑬その他の事業（任意）：日常生活支援、社会参加支援

障害者を介護している家族の一時的な休息を目的とし、障害者の日中における活動の場を提供することにより、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等必要な支援を行います。

市の情報を伝えるため、視覚障害者に対し、市の広報紙の点字訳・録音版を配布します。

障害者の就労や社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許取得費及び自動車改造費を助成します。

			第７期障害者・第３期障害児 実績値			第８期障害者・第４期障害児 見込量		
			令和６年度	令和７年度	令和8年度（見込み）	令和９年度	令和10年度	令和11年度
その他事業（任意）								
日常生活支援								
	日中一時支援	(実施カ所数)	43	45	40	●	●	●
		(実利用者数)	194	169	150	●	●	●
社会参加支援								
	広報紙点訳・録音	実施の有無	有	有	有	●	●	●
	自動車運転免許・改造助成	実施の有無	有	有	有	●	●	●

共通・計画の推進体制

第５章　計画の推進のために

１　各主体の役割

計画を推進するにあたっては、障害及び障害者についての理解や社会的関心を高めるとともに、行政、市民、学校、関係団体、福祉サービス事業者、企業などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

（１）行政

市は、市民の総合的な福祉の向上をめざして、広範にわたる障害者施策を総合的に推進します。

そのためには、各主体の役割を踏まえ、地域における支えあい活動の条件整備に努め、行財政の効率的運営と執行体制を整備するとともに、障害者やその家族等のニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが必要です。

施策の展開にあたっては、障害者やその家族の視点に立った施策を展開します。また、政策の形成過程も含めて、障害者のまちづくりへの参加機会を拡充するとともに、必要な情報を提供し、市民の参加と協働に支えられた行政運営に努めます。

（２）市民

ノーマライゼーションの理念を社会に定着させるためには、市民一人ひとりが障害及び障害者に対して充分に理解を深め、心のバリアフリーを達成する必要があります。

その上で、誰もが参加できる行事や地域活動の機会を確保するとともに、地域住民が互いに助けあう共助の仕組みを整えるなど、障害者とその家族を地域の中で支援する取組が重要です。

また、障害者自身の自立意識の向上も重要です。障害者が積極的に社会で活動する意欲を持ち、地域住民とともに問題を解決する努力も必要です。

（３）学校

障害への理解と認識を深め、思いやりのある豊かな心の育成を図るために、障害児理解教育、福祉教育、交流及び共同学習を推進し、ノーマライゼーション教育の充実に努める必要があります。

また、発達に配慮を要する児童生徒や障害のある児童生徒に対しては、一人ひとりの障害特性に応じたきめ細かな指導を通して、持てる力を最大限に発揮できる適切な教育を推進し、将来の社会参加と自立をめざしていくことが必要です。

（４）関係団体

障害者関係団体に対しては、障害者とその家族の福祉の向上をめざし、自立した自主的な運営と障害者が孤立することなく社会参加できるよう努めるとともに、活動に対する地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行うことが求められています。また、より多くの障害者関係団体が連携し、団体間で交流する活動に取り組むことが期待されます。

社会福祉協議会に対しては、市民の福祉意識の啓発やボランティアの育成・支援を行うとともに、障害者の権利擁護体制を充実し、障害者の自立と社会参加を支援することが求められています。また、地区社会福祉協議会や地域における福祉関係者、関係機関、関係団体と連携し、今後の地域福祉推進の中心的な役割を果たすことも期待されます。

（５）福祉サービス事業者

障害福祉サービスを提供する社会福祉法人などの事業者に対しては、利用者のニーズに応じたきめ細かなサービスを引き続き提供するとともに、利用者本位の理念に基づき、サービスの質をさらに高める取組が必要です。

また、行政、社会福祉協議会などの関係機関とともに事業者相互の連携を強化し、各機能の相乗効果により地域全体の福祉環境を充実することも必要です。

（６）企業等

障害者の経済的な自立と安定した生活を実現するためには、障害者の雇用をより一層促進するとともに、障害者の適性や能力に応じて生き生きと働き続けられる職場環境づくりが求められています。

そのためには、市内に立地する企業等が地域社会の構成員であるとの認識を持ち、地域に貢献するという観点に立って、障害者の雇用のみならず、バリアフリーの推進などに取り組むことが、今後の大きな役割の一つとして期待されています。

2　計画を円滑に推進するための取組

計画を円滑に、また効果的に推進していくために、以下のような取組を推進します。

（１）市民との協働体制の構築

計画に基づく施策の推進にあたっては、市民からの意見を積極的に取り入れ、ニーズへの対応を図ります。

◆広聴活動の充実

障害者福祉施策に関する市民意識を把握するため、障害の有無を問わず市民から意見を聴取します。

◆自立支援協議会による支援

障害者の個々のニーズに応じた適切な援助を行うために、10カ所の相談支援事業所を中心に、市、教育、労働、医療、保健、福祉などの幅広い分野のメンバーで構成される「川口市自立支援協議会」において、関係機関が連携し総合的かつ継続的に支援を行います。

（２）連携体制の強化

庁内における関係部署が一体となって計画の推進にあたれるよう、庁内の連携を強化するとともに、密接な連絡調整を行います。

また、障害者に配慮した行政サービスを提供するため、職員一人ひとりが障害及び障害者に対する理解を深め、意識の醸成を図ります。

さらには、本計画を達成するため、国や県に対し財政上の措置・支援を要請するとともに、近隣市との協力のもとに施策を推進します。

◆保健・福祉施策の連携強化

障害福祉課と保健・福祉関係部署の連携を強化し、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた障害者支援の一層の充実を図ります。

また、障害者福祉施策の充実を図るため、職員研修等を通じて幅広い知識を習得し、職員一人ひとりの資質の向上に努めます。

◆国・県・他市町村における福祉施策の情報把握

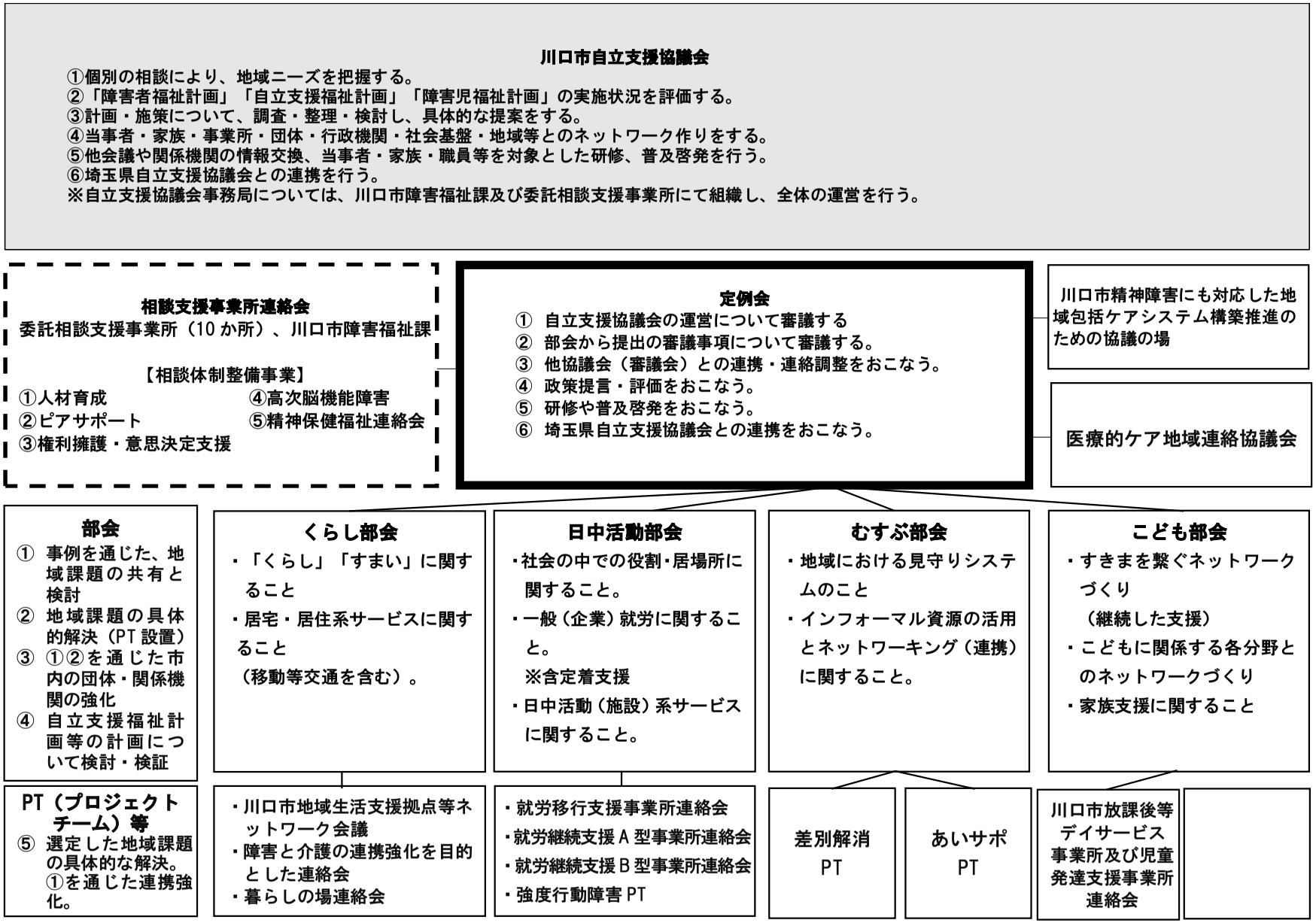
国や県の動向を的確に把握し、本市の施策推進に活かしていきます。また先進的な取組を行っている自治体や団体についても、事業等の情報の収集に努めます。

◆国・県による支援策の検討と働きかけ

国や県に対し、障害者施策に関する制度の改善や財政措置の充実・強化を働きかけます。

◆障害保健福祉圏域[16]における近隣市との連携

広域的に対応すべき施策に対しては、近隣都市と連携を図り、効率的かつ効果的に事業を実施します。


■川口市自立支援協議会
川口市自立支援協議会
①個別の相談により、地域ニーズを把握する。
②「障害者福祉計画」「自立支援福祉計画」「障害児福祉計画」の実施状況を評価する。
③計画・施策について、調査・整理・検討し、具体的な提案をする。
④当事者・家族・事業所・団体・行政機関・社会基盤・地域等とのネットワーク作りをする。
⑤他会議や関係機関の情報交換、当事者・家族・職員等を対象とした研修、普及啓発を行う。
⑥埼玉県自立支援協議会との連携を行う。
※自立支援協議会事務局については、川口市障害福祉課及び委託相談支援事業所にて組織し、全体の運営を行う。
相談支援事業所連絡会
委託相談支援事業所（10か所）、川口市障害福祉課
【相談体制整備事業】
①人材育成
②ピアサポート
③権利擁護・意思決定支援
④高次脳機能障害
⑤精神保健福祉連絡会
定例会
① 自立支援協議会の運営について審議する
② 部会から提出の審議事項について審議する。
③ 他協議会（審議会）との連携・連絡調整をおこなう。
④ 政策提言・評価をおこなう。
⑤ 研修や普及啓発をおこなう。
⑥ 埼玉県自立支援協議会との連携をおこなう。
川口市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進のための協議の場
医療的ケア地域連絡協議会
部会
① 事例を通じた、地域課題の共有と検討
② 地域課題の具体的解決（PT設置）
③ ①②を通じた市内の団体・関係機関の強化
④ 自立支援福祉計画等の計画について検討・検証
くらし部会
・「くらし」「すまい」に関すること
・居宅・居住系サービスに関すること
（移動等交通を含む）。
日中活動部会
・社会の中での役割・居場所に関すること。
・一般（企業）就労に関すること。
※含定着支援
・日中活動（施設）系サービスに関すること。
むすぶ部会
・地域における見守りシステムのこと
・インフォーマル資源の活用とネットワーキング（連携）に関すること。
こども部会
・すきまを繋ぐネットワークづくり
（継続した支援）
・こどもに関係する各分野とのネットワークづくり
・家族支援に関すること
PT（プロジェクトチーム）等
⑤ 選定した地域課題の具体的な解決。
①を通じた連携強化。
・川口市地域生活支援拠点等ネットワーク会議
・障害と介護の連携強化を目的とした連絡会
・暮らしの場連絡会
・就労移行支援事業所連絡会
・就労継続支援A型事業所連絡会
・就労継続支援B型事業所連絡会
・強度行動障害PT
差別解消PT
あいサポPT
川口市放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所連絡会

資料編

1　障害者の現状

（１）障害者数

※※※

（２）身体障害者の状況

①総数

※※※

③障害の等級別

※※※

（３）知的障害者の状況

①総数

※※※

（４）精神障害者の状況

①総数

※※※

③障害者自立支援医療（精神通院）受給者

※※※

（５）障害児の就学状況

①障害児の就学状況

※※※

※※※

②特別支援学校卒業生の進路

※※※

②障害福祉サービスの利用状況

※※※

■障害福祉サービスの利用状況（続き）

サービス種別		令和５年度			令和６年度			令和７年度		
		計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
（４）相談支援サービス										
計画相談支援	人数									
地域移行支援	人数									
地域定着支援	人数									
（５）障害児サービス										
児童発達支援	人日分									
	人数									
医療型児童発達支援	人日分									
	人数									
放課後等デイサービス	人日分									
	人数									
保育所等訪問支援	人日分									
	人数									
居宅訪問型児童発達支援	人日分									
	人数									
障害児相談支援	人数									
医療的ケア児コーディネーター配置	人数									
（６）発達障害者等への支援										
支援プログラム等の受講者数	人数									
ペアレントメンター	人数									
ピアサポート活動への参加者	人数									
（７）精神障害にも対応した地域包括ケアシステム										
協議の場の設置										
協議の場の開催	回数									
協議の場への参加	人数									
目標設定及び評価の実施	有無									
	回数									
各種障害福祉サービスの利用										
地域移行支援	人数									
地域定着支援	人数									
共同生活援助	人数									
自立生活援助	人数									
（８）相談支援体制の充実・強化等										
総合的・専門的な相談支援の実施	有無									
相談支援事業者への指導・助言	件数									
相談支援事業者の人材育成への支援	件数									
相談機関との連携強化の取組	回数									
（９）障害福祉サービス等の質の向上										
各種研修への参加	人数									
審査結果を共有する体制	有無									
	回数									
指導監査の実施結果を共有する体制	回数									
	有無									
	回数									

（注）１　実績値は、各年１０月利用分。
　　２　人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（１人１ヶ月当たりの平均利用日数）}。

③地域生活支援事業の実施状況

※※※

2　障害者の生活状況

（１）日常生活

①　現在の生活で困っていることや不安に思っていること

※※※

②　日中過ごしている場所

※※※

（２）就労状況

①　就労状況

※※※

②　就労形態

※※※

③　障害者の就労に必要なこと

※※※

（３）障害者の人権

①　虐待の状況

※※※

②　差別や偏見、疎外感の感じ方

※※※

※※※

（４）介助者の状況

※※※

（５）障害者の暮らしやすいまちづくり

①　川口市の住みやすさ

※※※

②　障害者の暮らしやすいまちづくりに必要なこと

※※※

（６）障害児支援

①　障害や発達課題などに気づいたきっかけ

※※※

③　これからの障害児の学校教育で特に大切と思うこと

※※※

（7）災害時の対応

①　災害時に心配なこと

※※※

3　計画の策定方法

（１）川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会での審議

計画の策定にあたっては、川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会において協議・検討を行いました。

専門分科会は、学識経験者や市内の関係機関、障害者関係団体の代表で構成され、公募による市民も委員として参加しています。

（２）市民等の意見の反映等

①障害者、障害児、障害者関係団体、サービス提供事業所等の意見把握

計画の策定にあたっては、障害者ご本人や障害児の保護者、一般市民、市内で活動する障害者関係団体、サービス提供事業所等へのアンケート調査を実施し、意見・要望等を把握しました。また、障害者関係団体を対象にした意見交換会も実施しました。

■アンケート調査の概要

調査種別	調査対象者	有効配布数（配布数）	回収率（回収数）
①市民	18歳以上の市民のうち、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人、自立支援医療（精神通院医療）を利用している人、障害福祉サービスを利用している難病の人の中から無作為に抽出した人	●人 （3,015人）	●％ （●人）
②子ども	18歳未満の市民のうち、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人、自立支援医療（精神通院医療）、障害福祉サービス等を利用している人の中から無作為に抽出した保護者	●人 （1,350人）	●％ （●人）
③施設利用	18歳以上の市民のうち、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人で障害者支援施設に入所、又はグループホーム（共同生活援助）に入居している人の中から無作為に抽出した人	●人 （350人）	●％ （●人）
④一般市民	18歳以上の川口市民の中から無作為に抽出した人	●人 （3,100人）	●％ （●人）
⑤関係団体	障害者福祉団体	●団体 （11団体）	●％ （●団体）
⑥事業所	障害福祉サービス提供事業所	●事業所 （274事業所）	●％ （●事業所）

■意見交換会の概要

区　分	概　要
意見交換会	［第１回］ 目　　的：障害者（介助者を含む）の生活実態と課題を把握する。 実施対象：各障害別障害者団体関係者及び障害者　９名 実施時期：令和８年８月20日（木）

②パブリック・コメント

計画の策定にあたっては、計画案について広く市民から意見を募集し計画に反映させるため、パブリック・コメントを実施しました。

■意見募集の概要

区　分	実　施　概　要
募集期間	令和９年●月●日（●）～令和９年●月●日（●）
募集の周知方法	・「広報かわぐち」（令和●年●月号）において、パブリック・コメントの実施を広報 ・ホームページに計画（案）を掲載 ・障害福祉課及び市政情報コーナーで計画（案）を閲覧
提出方法	書面の持参、郵送、ＦＡＸ、電子メール
募集結果	意見提出者　●件 意見　●件 案の修正　●件

４　川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会

（１）川口市社会福祉審議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、川口市社会福祉審議会条例（平成29年条例第49号）第８条の規定に基づき、川口市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（専門分科会の設置等）

第２条　社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第11条第１項の規定により設置する身体障害者福祉専門分科会は、障害者福祉専門分科会と称するものとし、当該専門分科会においては、同項に規定する身体障害者の福祉に関する事項に加え、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

２　法第11条第２項の規定により設置する専門分科会は、地域福祉専門分科会とし、当該専門分科会において調査審議する事項は、地域福祉に関する事項とする。

３　前項に規定する専門分科会のほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を設置することができる。

（専門分科会の委員等）

第３条　専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

２　専門分科会に、専門分科会長及び副専門分科会長を置く。

３　専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員。第５項、次条第２項及び第３項並びに第５条において同じ。）の互選によってこれを定める。

４　専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。

５　副専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから専門分科会長が指名する。

６　副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門分科会の会議等）

第４条　専門分科会の会議は、専門分科会長が招集し、その議長となる。

２　専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　専門分科会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第５条　専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員全員の一致によりあらかじめ指定する事項については、書面により決議することができる。
２　前項の規定による決議は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

第６条　審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（部会の設置等）
第７条　社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「令」という。）第３条第１項の規定により、同項の身体障害者福祉専門分科会に審査部会を置く。
２　前項の審査部会は、障害者福祉専門分科会審査部会と称するものとし、当該審査部会においては、令第３条第１項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議に加え、次に掲げる事項について調査審議する。
（１）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項に規定する医師の指定及び当該指定の取消しに関する事項
（２）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第１項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定の取消しに関する事項

第８条　法第12条第２項の規定において読み替えて適用される法第11条第１項の規定により設置する児童福祉専門分科会に、部会を置く。
２　前項の部会は、児童福祉専門分科会施設認可部会と称するものとし、当該部会においては、次に掲げる事項について調査審議する。
（１）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第２項に規定する家庭的保育事業等の認可に関する事項
（２）児童福祉法第35条第４項に規定する児童福祉施設の設置の認可（保育所に係るものに限る。）に関する事項及び同法第46条第４項に規定する児童福祉施設の設置者に対する事業の停止の命令に関する事項
（３）児童福祉法第59条第５項に規定する施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関する事項
（４）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第３条第１項及び第３項に規定する認定に関する事項並びに同法第７条第１項に規定する認定の取消しに関する事項
（５）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項
（６）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第１項第１号及び第２号に規定する事項

（７）川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）第３条第１項、川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第72号）第３条第１項、川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第74号）第３条第１項及び川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第59号）第４条第１項に規定する勧告に関する事項

第９条　第７条第１項の規定により置く審査部会及び前条第１項の規定により置く部会のほか、必要に応じ、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に部会を置くことができる。

（部会の委員等）

第10条　部会（障害者福祉専門分科会審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、当該専門分科会長が指名する。

２　部会に、部会長及び副部会長を置く。

３　部会長は、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

４　部会長は、その部会の会務を総理する。

５　副部会長は、その部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長が指名する。

６　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会の会議）

第11条　部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

２　部会は、その部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第12条 令第３条第３項に定めるもののほか、審議会は、部会において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（関係者の出席及び資料の提出）

第13条 審議会、専門分科会又は部会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成30年４月１日から施行する。

（川口市社会福祉保健審議会規則の廃止）

２　川口市社会福祉保健審議会規則（昭和53年規則第24号）は、廃止する。

附則（令和元年６月25日規則第９号）

この規則は、公布の日から施行する。

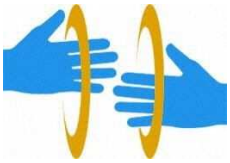
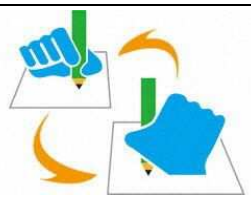
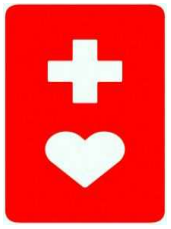
（2）川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 委員名簿

氏　名	所　属　等	区　分
田中　恵美子	日本女子大学　教授	学識経験者
山森 裕之	一般社団法人川口市医師会 理事	
吉井 正俊	一般社団法人川口歯科医師会 副会長	
岡本 和久	社会福祉法人桐和会 理事長	
宇田川 太	埼玉県南児童相談所 副所長	
安島　高史	川口市立小学校長会 川口市立戸塚東小学校　校長	
大西　英雄	川口公共職業安定所　統括職業指導官	
山下　朋和	川口市内障害者施設運営団体連絡会 事務局長	社会福祉事業従事者
近藤　守	社会福祉法人さくら草　デイセンターいぶき　施設長	
鈴木　啓二	社会福祉法人川口市社会福祉協議会 事務局長	
宮崎　勲	一般社団法人川口市身体障害者福祉会 代表理事	
吉田　優	社会福祉法人ひふみ会　理事長	
片山　理	川口市精神障害者の会よつば　会長	
梅澤　博史	公募委員	
羽塲　ひで子	公募委員	

（３）検討経過

開催日	議題	配布資料
第１回 令和８年 ７月８日（水） 川口市役所 第二本庁舎 6階2601B	（１）グループホームと日中活動サービス事業所の同一敷地内の併設について （２）川口市障害者福祉計画の評価について （３）第8期川口市自立支援福祉計画・第4期川口市障害児福祉計画について （４）地域生活実現プロジェクトについて	・第1回川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 次第 ・川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会　委員名簿 ・諮問書 ・資料１　グループホームと日中活動サービス事業所の同一敷地内の併設について ・資料２　川口市における障害者に関する計画について ・令和7年度　川口市障害者福祉計画評価報告書 ・アンケート調査票(案) ・地域生活実現プロジェクト

■障害者のシンボルマーク

シンボルマーク	（上段）マークの名称 （下段）関係団体・機関	マークの概要、使用方法など
	障害者のための 国際シンボルマーク 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会	障害者が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通の国際シンボルマークです。マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 なお、このマークは、全ての障害者を対象としたもので、特に車イスを利用する障害者を限定し使用されるものではありません。 このマークの使用や著作権については、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会で管理しています。
	盲人のための 国際シンボルマーク 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会	世界盲人連合（ＷＢＵ）が定めた世界共通の国際シンボルマークです。ＷＢＵによれば、「このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色は全て青にしなければならない」としています。 横断歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタン見かけることがありますが、この信号機は視覚障害者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。
	聴覚障害者の シンボルマーク （国内：耳マーク） 一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	聴覚障害を示す耳が図案化されたもので、左記の会などが提唱しています。 聴覚障害者は、障害そのものがわかりにくいため、「声をかけたのに返事をしない」などと誤解されたり、不利益や危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安が数知れずあります。「聞こえない」ことが相手にわかれば、相手はそれなりに気配りをします。目の不自由な人の「白い杖」などと同様に、耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案され、預金通帳、年金証書等に貼って、呼び出しなど聞こえないことへの配慮を求める場合などに使用されています。
	手話マーク 一般財団法人 全日本ろうあ連盟	全日本ろうあ連盟が作成したマークで、ろう者等から提示すると「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等での掲示は「手話で対応します」「手話でコミュニケーションできる人がいます」等の意味になります。
	筆談マーク 一般財団法人 全日本ろうあ連盟	全日本ろうあ連盟が作成したマークで、筆談を必要としている人（ろう者等、音声言語障害者、知的障害者、外国人なども含む）が提示すると「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等での掲示は「筆談で対応します」等の意味になります。
	ヘルプマーク 東京都福祉保健局 障害者施策推進部 計画課 社会参加推進担当	義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人がいます。 ヘルプマークは、こうした人々が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするためのマークで、平成２４年に東京都が作成しました。 また、平成２９年７月２０日、JIS規格（日本工業規格）の図記号に追加され、全国共通のマークになりました。

シンボルマーク	（上段）マークの名称 （下段）関係団体・機関	マークの概要、使用方法など
	「ハート・プラス」マーク 特定非営利活動法人 ハート・プラスの会	心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークで、左記の会が提唱しています。 身体に「内部障害・内部疾患」というハンディキャップがあっても、外観からはわからないため、まだ社会に充分に理解されていません。電車の中や職場、スーパーなどいろいろな場所で、「辛い、しんどい」と声に出せず我慢している人がいます。そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため広く利用を呼びかけています。
	オストメイトマーク 公益社団法人 日本オストミー協会	オストメイト（人工肛門保有者・人工膀胱保有者）を示すシンボルマークで、左記の会が提唱しています。オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口に表示するものです。 なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。
	身体障害者補助犬 （ほじょけん）啓発マーク 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室	補助犬を啓発するために、補助犬を受け入れる店の入口などに貼るマークです。 補助犬とは、身体障害者補助犬法で定められた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の３種類を言います。一般のペットとは異なり、他人に吠えないなど補助犬としての能力を認定された犬だけが「補助犬」と名乗れます。 不特定多数の人が利用する施設（デパートや飲食店など）では、受け入れが義務づけられています。この他にも様々なデザインのシールが、補助犬受け入れの表示マークとして使われています。
	身体障害者標識 （身体障害者マーク） 警察庁交通局交通企画課	肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人は、その障害が自動車の運転に影響を及ぼす恐れがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。
	聴覚障害者標識 （聴覚障害者マーク） 警察庁交通局交通企画課	政令で定める程度の聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。政令に定められている程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている人は、このマークを必ず表示しなければなりません。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。

川口市障害者福祉計画

【令和６年度～令和１１年度】

第８期　川口市障害者自立支援福祉計画

第４期　川口市障害児福祉計画

【令和９年度～令和 11 年度】

発　行：川口市
住　所：〒332-8601　埼玉県川口市青木２丁目１番１号
電　話：048-258-1110（代表）